

学校法人聖マリアンナ医科大学 御中

調査報告書
(公表版)

令和元年12月12日

第三者委員会

委員長 北田幹直

委員 永井敏雄

委員 金野志保



目次

第1 本調査の概要	1
1 当委員会の設置の経緯	1
2 当委員会の構成と役割	2
3 本調査の調査範囲と目的	3
4 本調査の期間	3
5 本調査の方法	3
6 本報告書の前提条件・限界	5
第2 本大学の組織体制等	7
1 本大学の組織体制	7
2 本大学の入学試験制度等	13
3 本大学及び全国における医学部入試等の状況	19
第3 本大学の一般入学試験における一律の差別的取扱いの存否について	28
1 はじめに	28
2 一般入学試験の日程及び具体的な流れに関する事実関係	28
3 A元入試委員長らによる主張の内容	29
4 当委員会による認定及びその根拠	37
第4 原因分析	50
1 公正かつ適正な入学試験を行うという規範意識の欠如	50
2 入試委員会におけるチェック機能・牽制機能の不全	51
3 入試委員会に対する本大学による監督・是正機能の不全	51
4 進級率・医師国家試験合格率の偏重	53
5 本大学から窺われる男性医師偏重の意識	53
第5 再発防止策の提言	55
1 公正かつ適正な入学試験を行う意識の醸成	55
2 入試委員会内の相互牽制機能の強化	55
3 入学試験制度の透明性及び監督体制の強化	56
4 女性医師の参画を推進する組織風土の醸成	57
第6 結語	59

主な用語・定義語一覧

用語・定義語	内容
1. 大学の組織等に関する用語	
本大学	学校法人聖マリアンナ医科大学を指す。
理事会	私立学校法第36条に基づき設置された、本大学の理事会を指す。
教授会	学校教育法第93条に基づき設置された、本大学の教授会を指す。
入試委員会	教授会に置かれる常置委員会の1つである入試委員会を指す。
合否判定会議	本大学の一般入学試験の第1次試験及び第2次試験それぞれにおける、入試委員会による合否判定のための会議を指す。
監事	私立学校法第35条に基づき設置された、本大学の監事を指す。
2. 調査に関する用語	
大学入学試験室	文部科学省高等教育局大学振興課大学入学試験室を指す。
本件緊急調査	文部科学省の大学入学試験室が平成30年8月から実施した「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査」を指す。
本件疑義	本大学の一般入学試験において、性別・現浪区分等の属性を理由とした一律の差別的取扱いに及んでいるのではないかという、文部科学省の大学入試試験室から呈された疑義を指す。
本件監事監査	平成30年度の本大学の入学試験に関し、監事が、平成31年1月に実施した監査を指す。
監事監査報告書	本件監事監査の結果作成された監査報告書を指す。
本調査	本件疑義に関連し、当委員会が行った調査を指す。
調査対象年度	本調査の対象となった一般入学試験の入試年度であり、平成27年度から平成30年度を指す。
本件ヒアリング	当委員会が実施した本大学の役職員・元役職員らに対するヒアリングを指す。
本件フォレンジック調査	当委員会が実施したデジタル・フォレンジック調査を指す。
本件依拠資料	本件疑義に関連する本大学の規程、入学試験要項、志願票・調査書、入学試験結果一覧等本大学並びにその役職員及び元役職員から受領した資料のうち当委員会が本報告書作成時に依拠した主たる資料を指す。
3. その他の重要な用語	
現役生	本大学の受験にあたり、高等学校卒業見込みである受験者を指す。
浪人生	本大学の受験にあたり、高等学校既卒である受験者を指す。
現浪区分	現役生か浪人生か、また、何年間浪人しているかによる受験者の区分を指す。
志願票	本大学の一般入学試験受験者が出願時に提出する、当該受験者が作成する受験者の氏名、出身高等学校、スポーツ・課外活動の記

用語・定義語	内容
	録等及び志望動機等が記載された書面を指す。
調査書	本大学の一般入学試験受験者が出願時に提出する、当該受験者の出身高等学校が作成する受験者の氏名、出身高等学校における評定値、課外活動等に関する所見等が記載された書面を指す。
入試作業室	本大学校舎の地下にある入学試験の成績処理等を行うための作業部屋を指す。
入試作業室パソコン	入試作業室に設置されていた3台のパソコンを指す。
入試管理システム	入試作業室パソコンにおいて操作する、入学試験の点数を管理するためのソフトウェアを指す。
平成27年度入試	平成27年1月から2月にかけて実施された、本大学の平成27年度入学者選抜のための一般入学試験を指す。
平成28年度入試	平成28年1月から2月にかけて実施された、本大学の平成28年度入学者選抜のための一般入学試験を指す。
平成29年度入試	平成29年1月から2月にかけて実施された、本大学の平成29年度入学者選抜のための一般入学試験を指す。
平成30年度入試	平成30年1月から2月にかけて実施された、本大学の平成30年度入学者選抜のための一般入学試験を指す。
平成31年度入試	平成31年1月から2月にかけて実施された、本大学の平成31年度入学者選抜のための一般入学試験を指す。
本件エクセルファイル①	本件フォレンジック調査で発見されたエクセルファイルであり、調査対象年度の大半の第2次試験受験者の受験番号、性別、年齢、現浪区分並びに第2次試験科目の合計点及びその科目ごとの内訳等の記載を含む「入試情報」と題するシートを含むファイルを指す。
本件エクセルファイル②	本件フォレンジック調査で発見されたエクセルファイルであり、平成28年度入試の全ての第2次試験受験者の氏名、性別、年齢、現浪区分等が記載された「0517全志願者(一次不合格+合格)」と題するシートを含むファイルを指す。

第1 本調査の概要

1 当委員会の設置の経緯

平成30年7月、文部科学省の幹部職員が学校法人東京医科大学の入学者選抜に関し同大学から便宜を受けたとして受託収賄容疑で逮捕・起訴される事案が発生した。これに関連し、同大学が実施した内部調査において、同大学の医学部医学科の入学者選抜に関し、特定の受験者の試験結果への加点や、受験者の性別・現浪区分¹に応じた試験結果への加点が行われていたという事態が判明した。

このような事態を受け、文部科学省高等教育局大学振興課大学入学試験室（以下「大学入学試験室」という。）は、平成30年8月から、学校法人聖マリアンナ医科大学（以下「本大学」という。）を含む医学部医学科を置く国公私立大学に対し、入学者選抜の実施体制や実施状況等についての緊急調査（「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査」。以下「本件緊急調査」という。）を実施した。

これに対し、本大学は、受験者の性別・現浪区分という属性を理由とする一律の差別的取扱いに及んだことはない旨を回答した。しかし、大学入学試験室は、本大学に対する訪問調査等を実施した上で、平成30年12月14日付の「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査の最終まとめ」の中で、本大学の平成28年度から平成30年度の3か年の一般入学試験について、性別・現浪区分等の属性を理由とする一律の差別的取扱いが疑われ、不適切である可能性が高いと指摘した（以下、大学入学試験室から呈された疑義について、「本件疑義」という。）。

本件緊急調査の結果を受け、平成30年度の本大学の入学試験に関し、本大学の監事（以下「監事」という。）による監査（以下「本件監事監査」という。）が実施されることになった。そして、監事2名及び監事から委嘱を受けた監事補佐2名²が、平成31年1月9日から同月28日までの間、本件監事監査を実施し、同月28日、本大学に対し、「一般入学試験において、受験者を男女あるいは現役・浪人等の属性に分け、その属性により一律に加点、あるいは減点等を行った事実は認められなかった。」と結論付けた監査報告書（以下「監事監査報告書」という。）を提出した³。

¹ 本報告書では、高等学校卒業見込みである入学試験受験者を「現役生」といい、高等学校既卒である受験者を「浪人生」という。また、現役生か浪人生であるか、何年間浪人しているかによる受験者の区分を「現浪区分」という。

² 大石忠生監事（弁護士）、清水至監事（公認会計士）、上原敏夫監事補佐（弁護士、明治大学法科大学院教授、一橋大学名誉教授）、青木治人監事補佐（医師、東京純心大学学長、聖マリアンナ医科大学名誉教授）の4名である。

³ 監事監査報告書は、同時に、①志願票（本大学の一般入学試験受験者が提出する、当該受験者が作成する受験者の氏名、出身高等学校、スポーツ・課外活動の記録等及び志望動機等が記載された書面を指す。）・調査書（本大学の一般入学試験受験者が提出する、当該受験者の出身高等学校が作成する受験者の氏名、出身高等学校における評定値、課外活動等に関する所見等が記載された書面を指す。）に基づく評価への配点が平成28年度入試から平成30年度入試にかけて年を追うごとに大きくなり、試験点数全体における比重が重くなっていたこと、②中学校及び高等学校時代における各種活動歴、

本大学は、平成 31 年 2 月 19 日、大学入学試験室に対し、監事監査報告書を提出するとともに、本件監事監査の結果の要旨、監事の提言及びそれを踏まえた本大学の対応について資料と併せて報告した。しかし、大学入学試験室は、同月 21 日付で、本大学に対し、事務連絡（以下「平成 31 年 2 月 21 日付事務連絡」という。）を発出し、本大学と利害関係のない独立した委員のみをもって構成される第三者委員会を設置した上で、主に、①理事長、学長、医学部長及びその他の理事等に対するヒアリング、②入試委員会委員長（以下「入試委員長」又は「委員長」という。）及び同副委員長（以下「入試副委員長」又は「副委員長」という。）以外の入試委員に対するヒアリング、③志願票・調査書に基づく評価について平成 27 年度から平成 30 年度における書証の検証や採点結果の分析、④志願票・調査書に基づく評価の点数で男女別、現浪区分での大幅な点数差が存在している理由の分析、⑤志願票・調査書に基づく評価の点数帯が男女で異なることの理由の分析等について、事実関係の調査対象にすることを求めた。

そこで、本大学は、上記の大学入学試験室からの要請を踏まえ、平成 31 年 3 月 29 日、本大学の入学試験の適正性等について調査を実施するために第三者委員会（以下「当委員会」という。）を設置することを決定し、上記事実関係の調査及び仮に問題行為が認められた場合には原因分析及び再発防止策の策定を当委員会に委嘱した（以下、当委員会に委嘱された調査を「本調査」という。）。

2 当委員会の構成と役割

当委員会は、以下の委員から構成される。

	氏名	経歴
委員長	北 田 幹 直	森・濱田松本法律事務所・弁護士 元大阪高等検察庁検事長
委 員	永 井 敏 雄	卓照綜合法律事務所・弁護士 元大阪高等裁判所長官
委 員	金 野 志 保	金野志保はばたき法律事務所・弁護士 内閣府男女共同参画推進連携会議委員

また、当委員会は、本調査を補助させるため、森・濱田松本法律事務所に所属する弁護士である射手矢好雄、山内洋嗣、田尻佳菜子、木山二郎、眞木純平、塚田智宏、千原剛、松本啓裕、竹市涼、河西和佳子、平岡優を委員補佐として選任した。

なお、当委員会は、その設置にあたり、日本弁護士連合会が作成した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（平成 22 年 7 月 15 日付、同年 12 月 17 日改定）に準拠し

欠席日数についての評価を過度に重要視していたこと、③志願票・調査書に基づく評価への配点の決定等が入試委員長ら 3 名によって行われ、他の入試委員 5 名には事後に知らされていたこと、④入試委員の任期が長期間に亘り、柔軟かつ多面的評価が行われなくなったことという 4 つの要因に鑑み、本大学の入学試験の公正性、透明性について受験者を含めた社会の信頼を損ねたことは否定できないと指摘している。

ており、各委員及び委員補佐はいずれも本大学と特別の利害関係を有していない。

3 本調査の調査範囲と目的

当委員会は、本大学からの本調査の委嘱及び大学入学試験室による平成31年2月21日付事務連絡を踏まえ、以下の事項について調査を実施した。

- ① 平成27年度から平成30年度（以下「調査対象年度」という。）の一般入学試験における本件疑義に関する事実の調査
 - ・理事長、学長、医学部長及びその他の理事等並びに入試委員長、入試副委員長、及びその他の入試委員に対するヒアリング
 - ・志願票・調査書の採点結果、内訳及び採点結果の分布
 - ・志願票・調査書に基づく評価の点数で男女別、現浪区分での大幅な点数差が存在している理由の分析
 - ・志願票・調査書に基づく評価の点数帯が男女で異なることの理由の分析
- ② 調査対象年度の一般入学試験における本件疑義に類似する事案の存否に関する調査
- ③ 仮に問題行為が認められた場合には、上記①及び②で確認された事実関係に関する原因の分析及び再発防止策の提言

4 本調査の期間

当委員会は、平成31年3月29日から令和元年8月23日まで本調査を実施した。

5 本調査の方法

当委員会は、以下の方法により、本調査を実施した。

（1）関係者に対するヒアリング

当委員会は、本件疑義に関与し、又は、本件疑義を認識している可能性のある本大学の役員、教員及び職員（以下「役職員」という。）並びに元役職員ら（以下、役職員と併せて「本件ヒアリング対象者」という。）40名に対し延べ48回のヒアリング（以下「本件ヒアリング」という。）を実施した⁴。

⁴ 署名を希望した者は、本件ヒアリング対象者の数、本件ヒアリングの回数には含まれていない。

(2) 関連資料の分析

当委員会は、合同会社日本カタリスト（以下「日本カタリスト」という。）及びその委託業者の協力を得て、本件疑義に関連し得る本大学の規程、入学試験要項、志願票・調査書、入学試験結果一覧等その他本大学並びにその役職員及び元役職員らから受領した資料の分析を当委員会が必要と認める範囲内で行った。

(3) フォレンジック調査

当委員会は、日本カタリストに依頼し、本大学の関係者 31 名のパソコン等に含まれる電子データ（電子メールを含む。）及び本大学校舎の地下にある入学試験の成績処理等を行うための作業部屋（以下「入試作業室」という。）に設置された本大学の入学試験の成績管理用のパソコン 3 台（以下「入試作業室パソコン」という。）を保全し、これらのデータについて必要かつ可能な範囲で復元作業を施した上で、レビューを行った（以下「本件フォレンジック調査」という。）。データのレビューについては、1 次レビューは日本カタリスト及び同社と協働する弁護士が、2 次レビューは当委員会が行う体制とした。

(4) ホットライン調査

当委員会は、本大学の入学試験において、以下のとおり、受験者の性別・現浪区分等の属性に応じた一律の加点・減点又は点数調整等に関する通報を受け付けるホットライン（以下「本件ホットライン」という。）を設置し、通報を受け付けることとした。

項目	概要
設置方法	<ul style="list-style-type: none">・本大学の関係者を対象として、当委員会に情報提供するために本件ホットラインを設置し、本大学の理事長名義で利用について周知を図る文書を発出した。・また、広く通報を募るため匿名での通報も許容し、本件ホットラインの利用を促進し、本調査の実効性を高めるために、上記依頼文書において本大学は、本件ホットラインを利用したことや、その後の当委員会による調査に協力したことについて利用者に対していかなる不利益な取扱いも行わないことを明記した。
設置・調査開始日	<ul style="list-style-type: none">・平成 31 年 4 月 17 日
利用方法	<ul style="list-style-type: none">・本件ホットライン専用の電子メール・郵送・電話
受付結果	<ul style="list-style-type: none">・平成 31 年 4 月 17 日から令和元年 8 月 23 日に至るまでの間、本件ホットラインを用いた当委員会に対する通報はなされなかった。

(5) 現地実査

当委員会は、本大学を訪問し、入試委員会並びに本大学の一般入学試験の第1次試験及び第2次試験それぞれにおける、入試委員会による合否判定のための会議（以下「合否判定会議」という。）等の開催場所や入試作業室パソコンの設置状況、その操作方法、入学試験の点数管理ソフトウェア（以下「入試管理システム」という。）の稼働状況の確認等を行った。

(6) 専門家からの意見聴取

当委員会は、本調査にあたり、埼玉医科大学医学部教授名越澄子氏を専門アドバイザーとして選任し、医学部及びその入学試験の運営、医師及び医療界を取り巻く現状等についての専門的な助言を得た。

6 本報告書の前提条件・限界

本調査においては、調査の目的を果たすため、調査期間内において必要かつ合理的な方法を尽くしたものと判断しているが、以下の限界・制約等がある。

本調査は、捜査機関による捜査とは異なり、関係者の任意の協力に基づくものであり、もっぱら前記5に記載されている調査方法、すなわち、本件ヒアリング及び本件ヒアリング対象者等から提供を受けた資料・データ等の分析、評価に依拠するものである。

したがって、当委員会は、その性質上、本報告書に特に記載する場合を除き、以下に掲げる①から④を前提に本調査を実施したものである。

- ① 本大学及び本件ヒアリング対象者等が開示・提出した書類は全て真正な原本又はそれと同一性を有する写しであること。
- ② 本大学及び本件ヒアリング対象者等が開示・提出した情報・データは全て真正かつ正確なものであり、改変等されていないこと。
- ③ 本大学及び本件ヒアリング対象者等が文書・データの一部のみ開示・提出した場合においては、当該一部の文書・データは、当該文書・データ全体の内容を適切に反映しており、当該文書・データ全体について誤解を生じさせるものではないこと。
- ④ 本大学及び本件ヒアリング対象者等が、本報告書において明示的に記載された事項を除き、当委員会の調査対象となった事項について重大な影響を及ぼす情報の開示を留保したことはなく、当委員会の資料請求等に対して、提出可能な全ての資料を開示していること。

また、当委員会の調査は、前記3記載の本調査の範囲及び前記5記載の本調査の方法から、以下の⑤から⑧の限界に服することにも留意されたい。

- ⑤ 資料・データ等の収集及びその分析（表形式化を含む。）の全て又は一部について業

務委託先（再委託先を含む。）による作業結果に依拠していること。

- ⑥ 本件フォレンジック調査の対象とした本大学の役職員の電子機器等については、保存されたデータの保全業務、削除されたデータの復元等のデータ処理及び 1 次レビュー等については、前記 5(3)に記載する方法によっており、業務委託先（再委託先を含む。）による作業結果に依拠していること。
- ⑦ 指定校制推薦入学試験及び一般公募制推薦入学試験並びに一般入学試験のうち学科試験、小論文試験及び面接の採点の適正性については本調査の調査範囲に含まれないこと。
- ⑧ 本報告書における事実の認定及び法令解釈について、司法機関又は行政機関が当委員会と同様の見解を採用することを保証するものではないこと。

加えて、本報告書は、前記 3 記載の目的と範囲内で、調査対象年度の一般入学試験における本件疑義に関する調査結果を述べるものであり、個別の受験者に対する採点の妥当性・適切性について述べるものではない。また、本報告書は、本調査の目的以外の目的のため使用されることを予定しておらず、当委員会は本大学以外の第三者に対し何らの責任を負うものではない。

第2 本大学の組織体制等

1 本大学の組織体制

(1) 本大学の沿革

本大学は、昭和46年に東洋医科大学として創立され、その際に聖マリアンナ会東横病院が同大学に移管され、附属病院となった。創立後の沿革は以下のとおりである。

時期	沿革
昭和46年4月	東洋医科大学開学。聖マリアンナ会東横病院が同大学に移管され、附属病院となる。
昭和48年4月	東洋医科大学を聖マリアンナ医科大学に名称変更
昭和49年2月	大学病院本館開院
昭和52年3月	大学院設置認可
昭和52年4月	大学院開学
昭和54年4月	看護専門学校開校
昭和55年7月	大学病院別館開院
昭和62年5月	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院開院
平成18年2月	川崎市立多摩病院開院
平成20年6月	東横病院改築竣工・新規開院
平成21年3月	聖マリアンナ医科大学附属研究所ブレスト&イメージング先端医療センター附属クリニック開院
平成27年4月	男女共同参画キャリア支援センター開設

(2) 組織体制

ア 私立学校法に基づき設置されている機関（学校法人の機関）

本大学には、法人の運営のための機関として、私立学校法及び本大学の寄附行為により、以下の機関が設置されている。

機関	概要	
理事会（私立学校法第36条）	<ul style="list-style-type: none">理事会は、理事をもって組織する（寄附行為第18条第1項）。理事会の職務は、学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督することである（寄附行為第18条第2項）。	
	構成員	概要
	理事	<ul style="list-style-type: none">理事会は、7人以上12人以内の理事で構成し（寄附行為第5条第1項(1)）、理事の内6人以上9人以内を常勤理事とする（同条第3項）。
	理事長	<ul style="list-style-type: none">理事のうち1人を理事長とし、理事長は、理事総数の過半数の議決により選任される（寄附行為第5条第2項）。理事長は、法人を代表し、その業務を総理する（寄附行為第13条）。
評議員会（私立学校法第41条）	<ul style="list-style-type: none">評議員会は25人以上36人以内の評議員をもって組織する（寄附行為第21条第2項）。予算、事業計画等の重大な意思決定に関しては、評議員会の意見を聞かなければならない（寄附行為第23条）。	

機関	概要	
	構成員	概要
	評議員	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会は法人の業務又は財産の状況等に関し意見を述べ、諮問に答え、役員から報告を徴収することができる（寄附行為第24条）。
監事（私立学校法第35条）		<ul style="list-style-type: none"> 評議員の構成員は以下のとおりである（寄附行為第25条）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 学長 ② 大学の教員から理事会において選任した者（6～8人） ③ 法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者（5～7人） ④ 本大学を卒業した者で25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者（1～2人） ⑤ 学識経験者のうちから、理事会において選任した者（12～18人） 監事の員数は2人である（寄附行為第5条第1項(2)）。 監事は、理事、教職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する（寄附行為第7条）。 監事の職務は、法人の業務及び財産の状況の監査等である（寄附行為第17条）。

イ 学校教育法に基づき設置されている機関（大学の機関）

本大学には、学校の運営のための機関として、学校教育法並びに本大学の学則及び教員組織規程に基づき、以下の機関が設置されている。

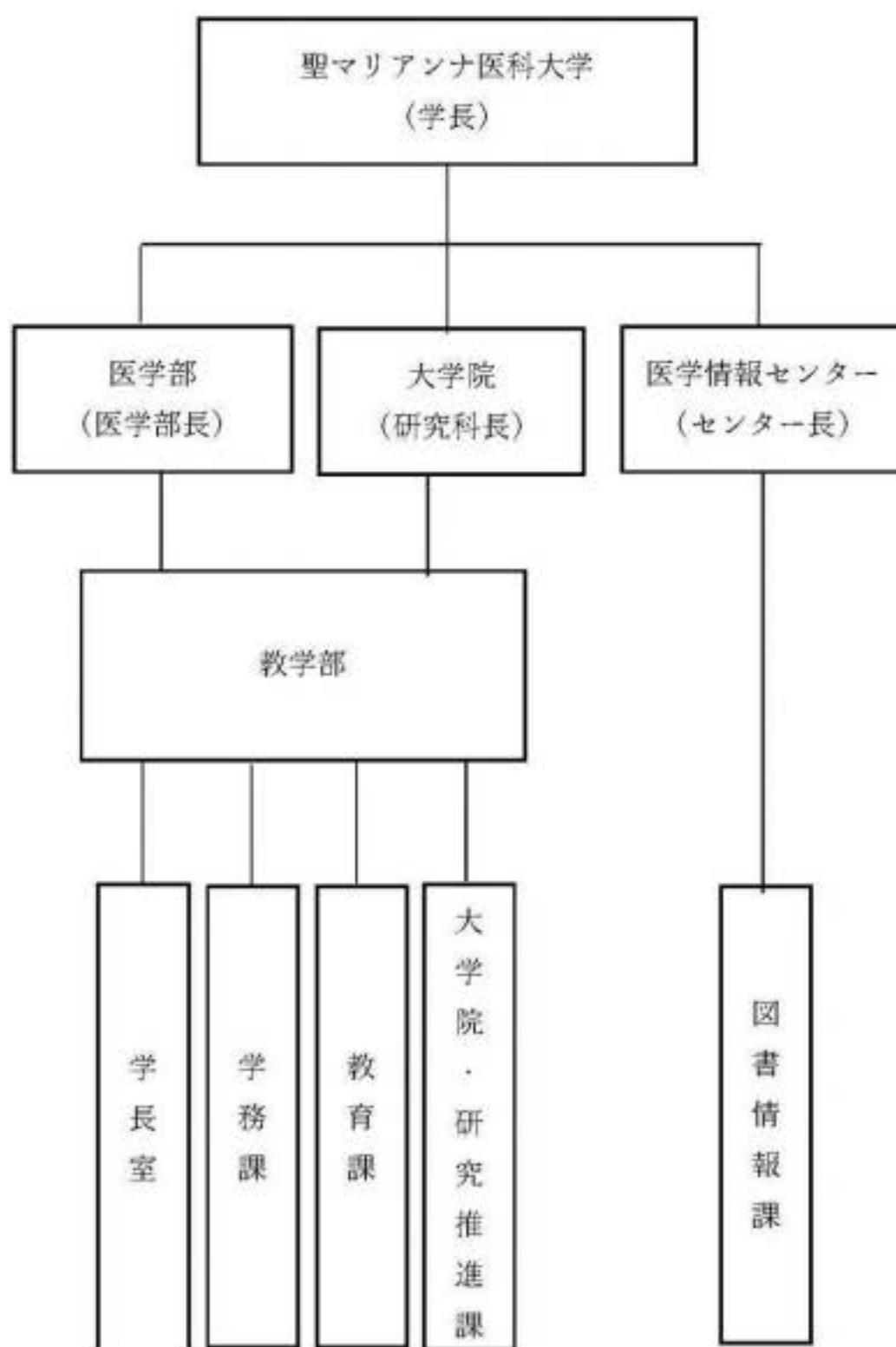
機関	概要
学長（学校教育法第92条）	<ul style="list-style-type: none"> 学長は、本大学の教員であり、学長選考規程に基づき、理事会の承認を経て理事長によって任命される（教員組織規程第2条第1項(1)、第3条第1項及び第2項）。 学長の職務は、校務を掌理し、所属教職員を統督することである（教員組織規程第3条第3項）。
教授会（学校教育法第93条）	<ul style="list-style-type: none"> 教授会は、原則として専任の教授をもって構成する（学則第39条第2項）。 教授会は、学生の入学、進級、休学、復学、転学、退学及び卒業の認定に関する事項、学長の諮問した事項、その他学事に関する事項等を審議する（学則第40条）。

ウ 本大学の組織図

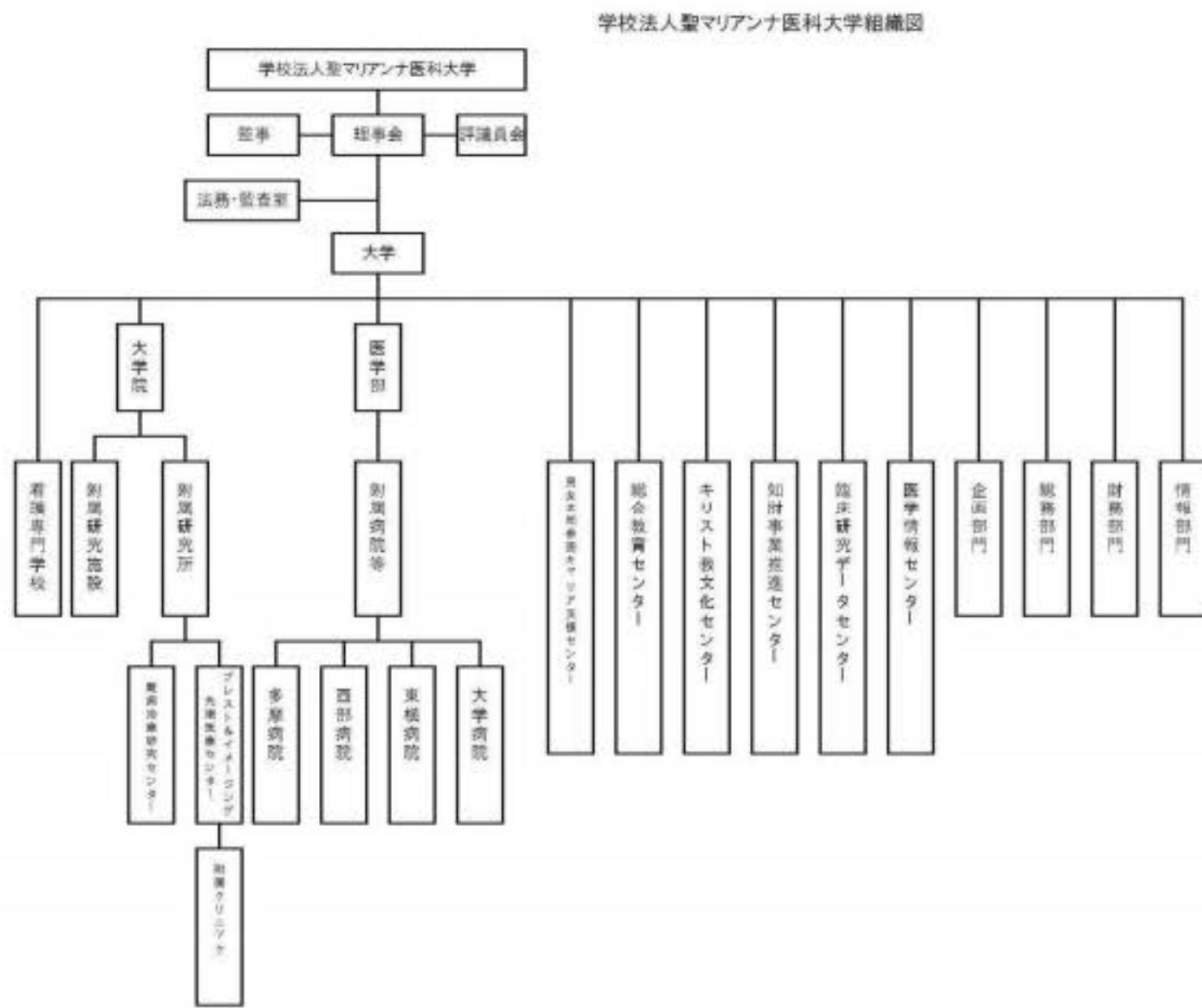
本大学の組織のうち入学試験に関わる部門その他本大学の概要を把握する上で重要と考えられる部門を抜粋した組織図は、それぞれ**組織図 1**及び**組織図 2**のとおりである。

【組織図 1】

聖マリアンナ医科大学 組織図



【組織図 2】



(3) 入学試験に関する体制等

ア 本大学における入学試験の体制

(ア) 概要

本大学は、「本学に入学を志願する者に対しては試験を行い、その成績等により選考する。」と定める学則第10条に基づき、入学志願者から入学者を選考するための入学試験を実施している。

そして、本大学の入学試験に関する事項は入試委員会が執り行い、入試委員会に関する庶務は教学部教育課が担当することとされている（常置委員会規程別表）。

(イ) 入試委員会

入試委員会は、教授会に設置されている常置の委員会であり、一般入学試験の実施・選抜に関する事項、多角的選抜方法の研究・開発に関する事項等を審議事項とする（常置委員会規程第1条、第3条(1)及び別表）。入試委員会は、学長の委嘱を受けた教授、准教授又は講師5～7名で構成され（同第5条第1項）、委員長は学長の指名により（同第8条第1項）、副委員長は委員長の指名により、それぞれ選任される（同第2項）。但し、平成27年度入試⁵から平成31年度入試を担当した入試委員には准教授・講師はおらず、いずれも教授である。

また、入試委員会の委員の任期は原則3年とされているが、再任は妨げられないものとされており（同第9条第1項）、本大学においては、入学者選考の継続性に鑑み半数改選を原則とし、2期6年間、入試委員を務めることが通例とされていた。

(ウ) 教学部教育課

教学部は、医学部及び大学院の教育研究に係る事務を行うための部署であり（事務組織規程第13条）、そのうち教育課は、入学試験との関係では、①学生の募集及び入学試験に関する事項、②入学広報に関する事項、③入学試験成績の管理・処理に関する事項等の事務を所掌し、入学試験関係以外にもカリキュラムの編成や医師国家試験に関する事務等の事務を執り行っている（同第23条及び別表第1）。

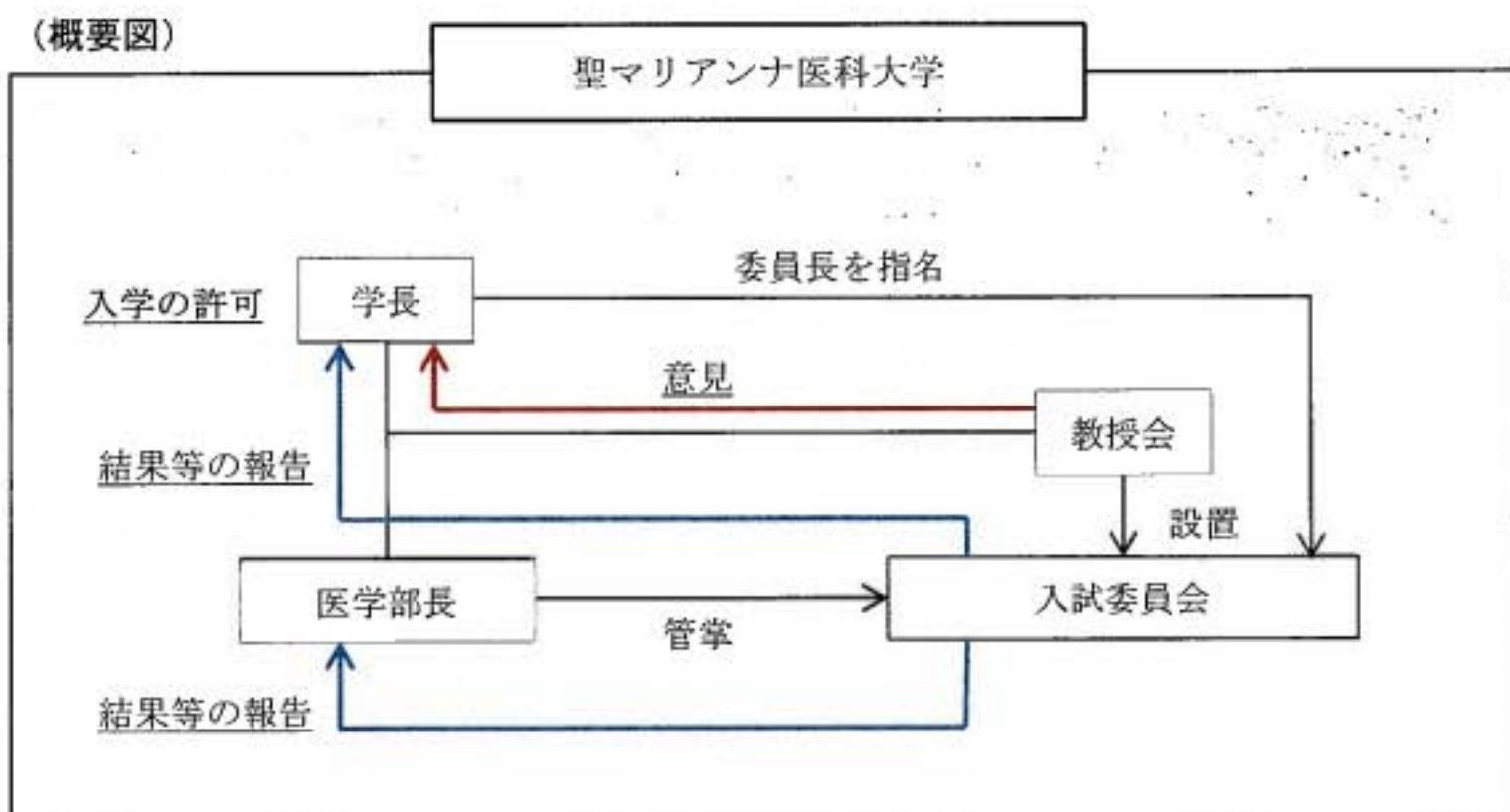
本大学の組織上、教育課を含む本大学の各課には、課の事務を処理し、所属職員を監督する職員として課長が置かれ、課長の下に係員を置き、課長補佐、係長、主任及び主査等を置くことができるとされている（同第27条から第32条）。また、課内の係の分掌事項及び所

⁵ 本報告書では、平成X年1月から2月にかけて実施された一般入学試験を「平成X年度入試」という。

属職員の分担事務については、その事務を所掌する課長が定めることとなっており（同第23条第2項）、教育課には具体的には入試係とカリキュラム係が存在する。

イ 本大学における入試委員会の位置づけ

本大学の入試委員会の位置づけを図示すると以下のとおりである。



本大学は、学長が入学手続を終えた者に入学を許可すると定めており（学則第12条第2項）、入学に関する最終的な許可権者は学長とされている。もっとも、学校教育法上、教授会は、学長が学生の入学に関する事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとするとされており（学校教育法第93条第2項第1号）、これを受けて学則第40条(3)は、学生の入学に関する事項を教授会の審議事項の1つとしている。そして、前記ア(イ)のとおり、教授会の下には、一般入学試験の実施・選抜に関すること等を審議するために、常置委員会として入試委員会が設置されている。

他方、本大学は、医学部の教育に関する校務を総括する者として医学部長を置き（教員組織規程第4条）、医学部長が入試委員会を含む5つの常置委員会を管掌するものと定められている（常置委員会規程第3条(1)及び第4条第1項）。

そして、入試委員会は、審議の経過及び結果を学長及び医学部長に報告することとされている（同第13条）。

2 本大学の入学試験制度等

本大学の入学試験制度等は以下のとおりである。

(1) アドミッション・ポリシー

現在の本大学のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）（以下「本アドミッション・ポリシー」という。）の内容は以下のとおりである。

聖マリアンナ医科大学アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

聖マリアンナ医科大学は、キリスト教的人類愛に基づき、病める人々の心と体の痛みがわかり、かつ、医学・医療の実践者としての確かな専門知識、豊かな感性ならびに高い能力を有している医師の育成に力を注いでいます。

本学が求める学生像

1. 医師を目指す明確な目的を有している。
2. 医師になるための品格と倫理観を有している。
3. 医師になるための知性と科学的論理性を有している。
4. 病める人々の心と体の痛みがわかり、かつ、豊かな感性を有している。
5. 他人に対して自分の意見を明確に述べることができ、また、他人の意見を聞き入れこれを理解する気概を有している。
6. 誠実で協調性に優れ、広い視野を有している。

本学が求める学力

医師には生涯「自ら学ぶ力」が必要である。そのために、高校では医学を学ぶ上で基盤となる数学、理科をしっかりと学んでおくこと。その際は、表面的・断片的な知識の詰め込みでなく、体系的な知識と確かな応用力を身に付けるよう心がけることが必要である。

また、本学では英語が4年次まで必修科目として配当されており、実践的に英語を読み、書き、話すことができるようカリキュラムが組まれている。入学後の英語学習に必要となる、表現力や語彙力を高めておくようにすること。

さらに、本学では小論文試験および面接試験を課し、人物を多面的に評価している。小論文試験では、文章の読解力および表現力、論理的思考力を重視し、面接試験では、将来良き臨床医となるために必要な積極性、協調性、社会性を中心に評価している。

このように、本大学は、医師を目指す明確な目的、医師になるための品格と倫理観、医師になるための知性と科学的論理性、病める人々の心と体の痛みへの理解、豊かな感性、他人に対して自分の意見を明確に述べることができ、また、他人の意見を聞き入れこれを理解する気概、誠実性、協調性、広い視野を有した学生を求めることを本アドミッション・ポリシーで明らかにしている。また、本アドミッション・ポリシーは、毎年行われるオープンキャンパスや学内外の進学相談会等で受験者に周知を図っていることや、一般入学試験の第2次試験での小論文試験及び面接においてどのような点を評価のポイントとするかについても言及している。

他方で、本アドミッション・ポリシーには、受験者の性別や現浪区分に関する言及はない

6。

なお、本大学においては、アドミッション・ポリシーは入試委員会で草案を作成し、教授会での承認を得て制定される運用となっている。本アドミッション・ポリシーは平成 26 年に作成されたものであり、同年以降、現在に至るまで変更はなされていない。

(2) 入学試験制度の種類及びその概要

調査対象年度における本大学の入学者選抜は、一般入学試験と推薦入学試験で構成されており、さらに推薦入学試験は、指定校制推薦入学試験⁷と一般公募制推薦入学試験⁸に分かれる⁹。調査対象年度における本大学の入学定員は各試験制度を合わせて合計 115 名である¹⁰。

本大学の入学試験要項によれば、各試験制度の概要は以下のとおりである。

試験制度	定員	時期	試験制度の概要
一般入学試験	約 85 名	毎年 1月下旬～ 2月上旬	第 1 次試験と第 2 次試験によって実施する。第 1 次試験は学科試験の成績によって合格者を決定し、第 2 次試験では、第 1 次試験の合格者に対して、適性検査 ¹¹ 、小論文試験、面接を行い、その成績と第 1 次試験の成績に出願書類を総合して評価の上、合格者を決定する。
指定校制推薦入 学試験	約 20 名	毎年 11月上旬 及び下旬	第 1 次試験で適性検査、基礎学力試験（英語）を実施し、第 1 次試験合格者に対して小論文試験、面接を行い総合評価の上、合格者を決定する。
一般公募制推薦 入学試験	約 10 名	毎年 11月上旬	第 1 次試験で適性検査、基礎学力試験（英語・自然科学総合問題）を実施し、第 1 次試験合格者に対して小

⁶ なお、女性のみの入学を認める東京女子医科大学のアドミッション・ポリシーには「『至誠と愛』を実践する女性医師および女性研究者となるために、学修者自身が問題意識をもち、自らの力で知識と技能を発展させていく教育を行います」として女性医師及び女性研究者となるための教育を提供することが明記されている（同大学ウェブサイト <http://www.twmu.ac.jp/univ/medical/outline.php> 参照、情報取得日令和元年 7 月 14 日）。また、同じく女性のみの入学を認めるお茶の水女子大学のアドミッション・ポリシーには「学ぶ意欲のあるすべての女性の真摯な夢の実現の場であることを使命とし、総合的な教養と高度な専門性を身につけた女性リーダーの育成を目指しています」として女性リーダーの育成を目標にすることが明記されている（同大学ウェブサイト <http://www.ao.ocha.ac.jp/archive/admissionpolicy.html> 参照、情報取得日令和元年 7 月 14 日）。

⁷ 本大学が指定した高等学校に 2 名の推薦枠を与え、当該高等学校において出願資格を満たした進学希望の生徒に対し選抜を行い、当該選抜された生徒に対し本大学が入学試験を行う試験制度を指す。

⁸ 本大学が指定した高等学校か否かにかかわらず、一定の出願資格を満たした上で高等学校長の推薦を受けた生徒に対し本大学が入学試験を行う試験制度を指す。

⁹ 推薦入学試験は、平成 29 年度入学試験までは指定校制推薦入学試験のみであったが、平成 30 年度入学試験からは、一般公募制推薦入学試験が実施されたことにより、指定校制及び一般公募制を併せた推薦入学試験による募集人数の合計は、約 30 名となった。

¹⁰ 本大学の入学定員は、平成 22 年度から神奈川県内の地域医療に関する診療科（産科・小児科・麻酔科・外科・内科及び救急科）を担当する医師が不足している状況に鑑み、県内において地域医療を担う医師の育成と確保を図る観点から、神奈川県と連携を図り地域枠として 5 名増員された結果、合計 115 名となっている。

¹¹ 監事監査報告書等によれば、東大版人格目録（TPI (Todai Personality Inventory)）という名称の心理テストとのことである。

試験制度	定員	時期	試験制度の概要
		及び下旬	論文試験、面接を行い総合評価の上、合格者を決定する（※指定校制推薦入学試験との併願が可能である。）。

(3) 一般入学試験における入学者の選抜方法

本大学の入学試験要項によれば、本大学の一般入学試験においては、第1次試験及び第2次試験が実施されており、その概要は以下のとおりである。

試験	科目	備考
第1次試験	英語（100点） 数学（100点） 理科（200点）	全科目に基準点を設け、1科目でも基準点に達しない場合は、不合格になることもある。
第2次試験	適性検査（参考） 面接（100点） 小論文（100点）	第1次試験の合格者について実施する。 なお、適性検査については参考情報として用いられる旨が記載されており、配点は行われていない。

志願票・調査書の取扱いに関し、本大学の入学試験要項には、一般入学試験について、「第2次試験は、第1次試験合格者に対して、適性検査、小論文試験、面接を行い、その成績と第1次試験の成績に出願書類を総合して評価の上、合格者を決定」¹²するとの記載がなされている。

(4) 志願票・調査書の形式

ア 志願票

本大学の一般入学試験における志願票の形式¹³は図1のとおりである。調査対象年度内において、志願票の形式や記載内容等に実質的な変更はない。

イ 調査書

文部科学省が公表する平成30年度大学入学者選抜実施要項に基づく、一般的な調査書の形式は図2-1及び図2-2のとおりであり、調査対象年度内において、調査書の形式及び記載内容等に実質的な変更はない。また、高等学校によっては、一般的な調査書と若干異なる形式の調査書を使用することがあるが、その記載内容は一般的な調査書と概ね同一である。

¹² 但し、調査対象年度のうち平成27年度入試の入学試験要項には、「第2次試験は、第1次試験合格者に対して、適性検査、小論文、面接を行い、その成績と第1次試験の成績に出身高等学校の作成した調査書及び出願書類を総合して評価の上、合格者を決定」と記載されている。

¹³ 平成30年度入試の志願票をサンプルとして転載している。

【図1 (本大学提供資料「平成30年度入学試験要項 一般入学試験」から抜粋)】

平成30年度
聖マリアンナ医科大学入学志願票 A

受験 番号	筆
----------	---

氏名	フリガナ		男 女	生年月日			年齢	
				昭和 平成	年	月	日生	才
現住所	〒(- -)		電話	自宅	-	-	<p>写真貼付欄</p> <p>1. 親姉、上半身正面、背景無、服5cm、横3cm 2. 3ヶ月以内に撮影したもの 3. 写真裏面には、氏名を書いてから、貼付すること。</p>	
出身高等学校	高等学校 所在地		都道 府県	(国・公・私)立		認定・大検		
	昭和 平成	年 月	高等学校	卒業	卒業見込	全 日 定 時 通 信		
高校卒業後の経歴(既卒者のみ記入)	大学	自昭・平年 至昭・平年	月	大学	学部	入学 在学中・卒業・中退		
	大学院	自昭・平年 至昭・平年	月	大学院	課程	入学 在学中・修了・中退		
	予備校	自昭・平年 至昭・平年	月					
	職業等	自昭・平年 至昭・平年	月					
		自昭・平年 至昭・平年	月					
スポーツ・課外活動・各種大会成績・取得資格	中学校	高等学校	その他					
本学への志望動機(具体的に)								

保護者欄					
氏名	フリガナ	志願者との関係			
		父 母 その他()			
住所	〒(- -)	電話	自宅	-	-
		携帯	-	-	

【記入上の注意】

- ※印欄は記入しないこと。
- 該当する事項を○で囲むこと。
- 訂正の場合は、修正液等で消し記入すること。
- 携帯電話を所有していない場合は、記入不要。

【図 2-1 (文部科学省公表資料「平成 30 年度大学入学者選抜実施要項 (平成 29 年 6 月 1 日付け 29 文科高第 236 号文部科学省高等教育局長通知)」から抜粋)】

別紙様式
(表)

調査書

被		在				在		在									
1. 氏名 ふりがな 姓 名		性別 昭和 年 月 日生				現住所	都道府県		市区								
昭和 年 月 日生		町村		丁目番号													
学校名 国立 公立 私立	高等学校 中等教育学校 特別支援学校 (分校)				昭和 年 月	入学、履入学、転入学 (第 学年)											
全・定・通		普通・専門 () - 総合				昭和 年 月	卒業 卒業見込										
2. 各教科・科目等の学習の記録																	
教科・科目				評定				修得単位数計	教科・科目				評定				修得単位数計
				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年						第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
教科	科目																
総合的な学習の時間												計					
4. 学習成績概評																	
3. 各教科の評定平均値		成績段階別人数										全體の評定平均値					
		段階	A	人	B	人	C	人	D	人	E			人	合計	(人)	

【図 2-2 (文部科学省公表資料「平成 30 年度大学入学者選抜実施要項 (平成 29 年 6 月 1 日付け 29 文科高第 236 号文部科学省高等教育局長通知)」から抜粋)】

(裏)

5. 出欠の記録									
学年区分	1	2	3	4	学年区分	1	2	3	4
出席停止・忌引き等の日数	出席日数								
留学中の授業日数									
出席しなければならない日数									
6. 特別活動の記録	第 1 学年		第 2 学年		第 3 学年		第 4 学年		
7. 指導上参考となる諸事項	(1)学習における特徴等 (2)行動の特徴、特技等		(3)部活動、ボランティア活動等 (4)取得資格、検定等		(5)その他				
	第 1 学年								
	第 2 学年								
	第 3 学年								
第 4 学年									
8. 総合的な学習の時間の内容・評価	活動内容								
	評価								
9. 備考									
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する 平成 年 月 日 学校名 所在地 校長名									
					印	記載責任者職氏名			㊞

3 本大学及び全国における医学部入試等の状況

当委員会は、本大学の一般入学試験における受験者数、合格者数及び入学者数の傾向を明らかにするため、本大学から提供を受けた資料等に現れたデータを、性別及び年齢別等に分類してその傾向を分析した¹⁴。また、比較対象として、本大学を含む全国の医学部の受験者数、合格者数及び入学者数についても、公表資料に現れた数値を、性別及び年齢別に分類した。

さらに、当委員会は、本大学卒業生の医師国家試験合格率の傾向を明らかにするため、本大学から提供を受けた資料等に現れた数値を、性別及び本大学入学時点における現役生・浪人生の別に分類してその傾向を分析した。

その結果は以下のとおりである¹⁵。

(1) 本大学の一般入学試験の受験者数等

ア 受験者数

本大学の受験者の性別及び年齢別の内訳は下表①のとおりであり、全国の医学部¹⁶の受験者の性別及び年齢別の内訳は下表②のとおりである。

下表によれば、本大学受験者全体における男性の割合は全国と比べてやや低い程度であるといえる（下表①及び②の黄色ハイライト部分参照）。しかし、本大学における男性で18歳以下及び19歳の受験者の割合、女性で18歳以下の女性の受験者の割合は全国と比べても低く、本大学の受験者の傾向として男女ともに20歳以上の割合が高かったことが窺われる（下表①及び②の青色ハイライト部分参照）。

① 本大学の受験者数¹⁷

〈一般入学試験のみの受験者数〉

【男性】

	18歳以下	19歳	20歳	21歳	22歳以上	男性合計	男女合計
平成25年度	352名 12.0%	469名 15.9%	341名 11.6%	191名 6.5%	384名 13.0%	1,737名 59.0%	2,945名 100%
平成26年度	312名 9.6%	523名 16.0%	392名 12.0%	240名 7.4%	438名 13.4%	1,905名 58.5%	3,259名 100%
平成27年度	305名 9.5%	441名 13.8%	409名 12.8%	251名 7.8%	517名 16.1%	1,923名 60.0%	3,203名 100%
平成28年度	304名 8.9%	508名 14.8%	403名 11.8%	274名 8.0%	583名 17.0%	2,072名 60.5%	3,423名 100%

¹⁴ 本項記載の表においては、小数第2位以下を四捨五入している。

¹⁵ 一部全国統計値等の公表資料の集計等は、日本カタリストの作業結果に依拠している。

¹⁶ 文部科学省所管外の防衛医科大学校医学科に関する数値は含まれない。後記イ及びウにおいて同じ。

¹⁷ 各表記載の割合は各年度の男女を併せた全受験者に占める割合を示している。

	18歳以下	19歳	20歳	21歳	22歳以上	男性合計	男女合計
平成 29 年度	266名	412名	407名	208名	545名	1,838名	3,157名
	8.4%	13.1%	12.9%	6.6%	17.3%	58.2%	100%
平成 30 年度	257名	437名	344名	218名	492名	1,748名	3,095名
	8.3%	14.1%	11.1%	7.0%	15.9%	56.5%	100%

【女性】

	18歳以下	19歳	20歳	21歳	22歳以上	女性合計	男女合計
平成 25 年度	311名	374名	234名	122名	167名	1,208名	2,945名
	10.6%	12.7%	7.9%	4.1%	5.7%	41.0%	100%
平成 26 年度	293名	430名	292名	127名	212名	1,354名	3,259名
	9.0%	13.2%	9.0%	3.9%	6.5%	41.5%	100%
平成 27 年度	277名	357名	289名	147名	210名	1,280名	3,203名
	8.6%	11.1%	9.0%	4.6%	6.6%	40.0%	100%
平成 28 年度	282名	413名	284名	149名	223名	1,351名	3,423名
	8.2%	12.1%	8.3%	4.4%	6.5%	39.5%	100%
平成 29 年度	262名	432名	271名	143名	211名	1,319名	3,157名
	8.3%	13.7%	8.6%	4.5%	6.7%	41.8%	100%
平成 30 年度	302名	406名	267名	141名	231名	1,347名	3,095名
	9.8%	13.1%	8.6%	4.6%	7.5%	43.5%	100%

(本大学提供資料に記載の数値を利用し、当委員会が表の形に整理した。)

<推薦入学試験等を含んだ全受験者数>

【男性】

	18歳以下	19歳	20歳	21歳	22歳以上	男性合計	男女合計
平成 25 年度	366名	470名	341名	191名	384名	1,752名	2,987名
	12.3%	15.7%	11.4%	6.4%	12.9%	58.7%	100%
平成 26 年度	324名	525名	392名	240名	438名	1,919名	3,295名
	9.8%	15.9%	11.9%	7.3%	13.3%	58.2%	100%
平成 27 年度	329名	444名	409名	251名	517名	1,950名	3,259名
	10.1%	13.6%	12.5%	7.7%	15.9%	59.8%	100%
平成 28 年度	322名	508名	403名	274名	583名	2,090名	3,472名
	9.3%	14.6%	11.6%	7.9%	16.8%	60.2%	100%
平成 29 年度	281名	415名	407名	208名	545名	1,856名	3,205名
	8.8%	12.9%	12.7%	6.5%	17.0%	57.9%	100%
平成 30 年度	299名	441名	344名	218名	492名	1,794名	3,211名
	9.3%	13.7%	10.7%	6.8%	15.3%	55.9%	100%

【女性】

	18歳以下	19歳	20歳	21歳	22歳以上	女性合計	男女合計
平成 25 年度	337名	375名	234名	122名	167名	1,235名	2,987名
	11.3%	12.6%	7.8%	4.1%	5.6%	41.3%	100%
平成 26 年度	315名	430名	292名	127名	212名	1,376名	3,295名
	9.6%	13.1%	8.9%	3.9%	6.4%	41.8%	100%
平成 27 年度	300名	363名	289名	147名	210名	1,309名	3,259名
	9.2%	11.1%	8.9%	4.5%	6.4%	40.2%	100%
平成 28 年度	309名	417名	284名	149名	223名	1,382名	3,472名
	8.9%	12.0%	8.2%	4.3%	6.4%	39.8%	100%
平成 29 年度	290名	434名	271名	143名	211名	1,349名	3,205名
	9.0%	13.5%	8.5%	4.5%	6.6%	42.1%	100%
平成 30 年度	369名	409名	267名	141名	231名	1,417名	3,211名
	11.5%	12.7%	8.3%	4.4%	7.2%	44.1%	100%

② 全国の受験者数（※推薦入学試験等の受験者を含む。）

【男性】

	18歳以下	19歳	20歳	21歳	22歳以上	男性合計	男女合計
平成25年度	20,971名 18.5%	19,680名 17.4%	11,279名 9.9%	5,821名 5.1%	13,805名 12.2%	71,556名 63.1%	113,401名 100%
平成26年度	20,386名 16.4%	21,320名 17.1%	13,176名 10.6%	7,251名 5.8%	15,245名 12.3%	77,378名 62.2%	124,369名 100%
平成27年度	20,876名 16.9%	20,184名 16.4%	12,908名 10.5%	7,131名 5.8%	15,812名 12.8%	76,911名 62.4%	123,218名 100%
平成28年度	19,896名 16.0%	21,895名 17.6%	12,470名 10.0%	7,132名 5.7%	16,097名 12.9%	77,490名 62.2%	124,509名 100%
平成29年度	21,109名 16.9%	20,363名 16.3%	12,846名 10.3%	6,706名 5.4%	16,225名 13.0%	77,249名 61.7%	125,217名 100%
平成30年度	20,322名 16.2%	21,969名 17.6%	12,442名 9.9%	6,846名 5.5%	14,993名 12.0%	76,572名 61.2%	125,173名 100%

【女性】

	18歳以下	19歳	20歳	21歳	22歳以上	女性合計	男女合計
平成25年度	15,565名 13.7%	12,426名 11.0%	6,059名 5.3%	2,831名 2.5%	4,964名 4.4%	41,845名 36.9%	113,401名 100%
平成26年度	15,476名 12.4%	14,329名 11.5%	7,573名 6.1%	3,188名 2.6%	6,425名 5.2%	46,991名 37.8%	124,369名 100%
平成27年度	15,811名 12.8%	13,707名 11.1%	7,602名 6.2%	3,493名 2.8%	5,694名 4.6%	46,307名 37.6%	123,218名 100%
平成28年度	16,592名 13.3%	14,014名 11.3%	7,191名 5.8%	3,480名 2.8%	5,742名 4.6%	47,019名 37.8%	124,509名 100%
平成29年度	16,115名 12.9%	15,416名 12.3%	7,346名 5.9%	3,231名 2.6%	5,860名 4.7%	47,968名 38.3%	125,217名 100%
平成30年度	17,312名 13.8%	14,384名 11.5%	7,788名 6.2%	3,401名 2.7%	5,716名 4.6%	48,601名 38.8%	125,173名 100%

（平成30年9月4日付文部科学省公表資料「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査の結果速報について」に記載の数値を利用し、当委員会が表の形に整理した。）

イ 合格者数

本大学の合格者の性別及び年齢別の内訳は下表①のとおりであり、全国の医学部の合格者の性別及び年齢別の内訳は下表②のとおりである。

下表によれば、本大学の合格者に占める男性で18歳以下及び19歳の合格者の割合、女性で18歳以下の合格者の割合が全国と比べても概ね低かったことが見て取れる（下表①及び②の青色ハイライト部分参照）。また、本大学の平成29年度入試及び平成30年度入試の合格者については、平成28年度入試以前の合格者と比べ、女性で20歳以上の合格者が極端に少なくなっていることが認められる¹⁸（下表①の橙色ハイライト部分参照）。さらに、平

¹⁸ 当委員会において、平成29年度入試及び平成30年度入試における本大学の20歳以上の女性の合格率（年齢別における合格者数／年齢別における受験者数）を計算したところ、その結果は0～1%台となり、極端に低かったことが認められる。

成30年度入試においては、合格者に占める女性の割合が前年度までに比べて低下している（下表①の黄色ハイライト部分参照）。

① 本大学の合格者数¹⁹

＜一般入学試験のみの合格者数＞

【男性】

	18歳以下	19歳	20歳	21歳	22歳以上	男性合計	男女合計
平成25年度	21名	38名	35名	8名	24名	126名	186名
	11.3%	20.4%	18.8%	4.3%	12.9%	67.7%	100%
平成26年度	17名	35名	38名	18名	26名	134名	212名
	8.0%	16.5%	17.9%	8.5%	12.3%	63.2%	100%
平成27年度	17名	39名	47名	17名	28名	148名	241名
	7.1%	16.2%	19.5%	7.1%	11.6%	61.4%	100%
平成28年度	14名	48名	41名	20名	39名	162名	285名
	4.9%	16.8%	14.4%	7.0%	13.7%	56.8%	100%
平成29年度	9名	35名	31名	14名	45名	134名	225名
	4.0%	15.6%	13.8%	6.2%	20.0%	59.6%	100%
平成30年度	9名	51名	36名	16名	17名	129名	177名
	5.1%	28.8%	20.3%	9.0%	9.6%	72.9%	100%

【女性】

	18歳以下	19歳	20歳	21歳	22歳以上	女性合計	男女合計
平成25年度	12名	24名	13名	8名	3名	60名	186名
	6.5%	12.9%	7.0%	4.3%	1.6%	32.3%	100%
平成26年度	16名	37名	19名	4名	2名	78名	212名
	7.5%	17.5%	9.0%	1.9%	0.9%	36.8%	100%
平成27年度	11名	38名	22名	11名	11名	93名	241名
	4.6%	15.8%	9.1%	4.6%	4.6%	38.6%	100%
平成28年度	6名	44名	43名	9名	21名	123名	285名
	2.1%	15.4%	15.1%	3.2%	7.4%	43.2%	100%
平成29年度	24名	61名	4名	1名	1名	91名	225名
	10.7%	27.1%	1.8%	0.4%	0.4%	40.4%	100%
平成30年度	25名	22名	1名	0名	0名	48名	177名
	14.1%	12.4%	0.6%	0.0%	0.0%	27.1%	100%

（本大学提供資料に記載の数値を利用し、当委員会が表の形に整理した。）

＜推薦入学試験等を含んだ全合格者数＞

【男性】

	18歳以下	19歳	20歳	21歳	22歳以上	男性合計	男女合計
平成25年度	24名	38名	35名	8名	24名	129名	202名
	11.9%	18.8%	17.3%	4.0%	11.9%	63.9%	100%
平成26年度	21名	36名	38名	18名	26名	139名	227名
	9.3%	15.9%	16.7%	7.9%	11.5%	61.2%	100%
平成27年度	22名	40名	47名	17名	28名	154名	256名

¹⁹ 各表記載の割合のうち、下段の割合は各年度の男女を併せた全合格者に占める割合（当該性別・年齢における合格者数／全合格者数）を示している。

	18歳以下	19歳	20歳	21歳	22歳以上	男性合計	男女合計
平成 28 年度	8.6%	15.0%	18.4%	6.6%	10.9%	60.2%	100%
	20名	48名	41名	20名	39名	168名	301名
	6.6%	15.9%	13.6%	6.6%	13.0%	55.8%	100%
平成 29 年度	18名	37名	31名	14名	45名	145名	247名
	7.3%	15.0%	12.6%	5.7%	18.2%	58.7%	100%
	16名	53名	36名	16名	17名	138名	212名
平成 30 年度	7.5%	25.0%	17.0%	7.5%	8.0%	65.1%	100%

【女性】

	18歳以下	19歳	20歳	21歳	22歳以上	女性合計	男女合計
平成 25 年度	25名	24名	13名	8名	3名	73名	202名
	12.4%	11.9%	6.4%	4.0%	1.5%	36.1%	100%
	11.5%	16.3%	8.4%	1.8%	0.9%	38.8%	100%
平成 26 年度	18名	40名	22名	11名	11名	102名	256名
	7.0%	15.6%	8.6%	4.3%	4.3%	39.8%	100%
	14名	46名	43名	9名	21名	133名	301名
平成 28 年度	34名	62名	4名	1名	1名	102名	247名
	13.8%	25.1%	1.6%	0.4%	0.4%	41.3%	100%
	50名	23名	1名	0名	0名	74名	212名
平成 30 年度	23.6%	10.8%	0.5%	0.0%	0.0%	34.9%	100%

② 全国の合格者数（※推薦入学試験等の合格者を含む。）

【男性】

	18歳以下	19歳	20歳	21歳	22歳以上	男性合計	男女合計
平成 25 年度	2,859名	2,804名	1,130名	482名	864名	8,139名	12,214名
	23.4%	23.0%	9.3%	3.9%	7.1%	66.6%	100%
	2,658名	2,938名	1,322名	555名	857名	8,330名	12,504名
平成 26 年度	2,662名	2,911名	1,436名	569名	983名	8,561名	12,980名
	20.5%	22.4%	11.1%	4.4%	7.6%	66.0%	100%
	2,654名	3,304名	1,438名	609名	967名	8,972名	13,533名
平成 28 年度	2,887名	2,975名	1,376名	538名	850名	8,626名	13,408名
	21.4%	22.2%	10.3%	4.0%	6.3%	64.3%	100%
	2,990名	3,194名	1,346名	528名	754名	8,812名	13,409名
平成 30 年度	22.3%	23.8%	10.0%	3.9%	5.6%	65.7%	100%

【女性】

	18歳以下	19歳	20歳	21歳	22歳以上	女性合計	男女合計
平成 25 年度	1,695名	1,466名	496名	182名	236名	4,075名	12,214名
	11.0%	12.0%	4.1%	1.5%	1.9%	33.4%	100%
	1,658名	1,483名	612名	193名	228名	4,174名	12,504名
平成 26 年度	1,702名	1,581名	632名	253名	251名	4,419名	12,980名
	13.1%	12.2%	4.9%	1.9%	1.9%	34.0%	100%
	1,700名	1,692名	693名	211名	265名	4,561名	13,533名
平成 29 年度	1,850名	1,828名	646名	219名	239名	4,782名	13,408名

	18歳以下	19歳	20歳	21歳	22歳以上	女性合計	男女合計
	13.8%	13.6%	4.8%	1.6%	1.8%	35.7%	100%
平成30年度	1,908名	1,629名	590名	241名	229名	4,597名	13,409名
	14.2%	12.1%	4.4%	1.8%	1.7%	34.3%	100%

(平成30年9月4日付文部科学省公表資料「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査の結果速報について」に記載の数値を利用し、当委員会が表の形に整理した。)

ウ 入学者数

本大学の入学者の性別及び現役生・浪人生の別の内訳は下表①のとおりであり、全国の医学部の入学者の性別の内訳は下表②のとおりである。

下表によれば、本大学の全入学者数に占める女性の割合は、概ね全国平均よりも高い水準で推移しており、一般入学試験による入学者に占める女性の割合は全国平均と概ね同水準である（下表①及び②の黄色ハイライト部分参照）。しかし、平成30年度の一般入学試験の入学者に占める女性の割合は、平成29年度よりも約7%下回り、推薦入学試験等を含めた全国平均を約10%下回る約23%に低下している。このように全国平均は推薦入学試験等の一般入学試験以外の入学者を含んでいるが、上記のとおり、そもそも平成25年度入試から平成29年度入試までは、本大学の一般入学試験による入学者に占める女性の割合が全国平均と概ね同水準であったことを踏まえると、平成30年度の一般入学試験の合格者に占める女性の割合が低下していることは注目すべき点といえる（下表①及び②の橙色ハイライト部分参照）。

他方、本大学の全入学者に占める浪人生の割合については、平成30年度入試を除き、概ね70～80%台で推移していた。平成25年度入試から平成30年度入試までの全国の医学部の合格者において19歳以上の割合は65%前後で推移しているところ²⁰、本大学の全入学者のうち浪人生の占める割合は、平成30年度入試を除き、全国平均を上回っていたと考えられる（下表①の青色ハイライト部分参照）。

① 本大学の入学者数²¹

＜一般入学試験経由での入学者数＞

	総数	男性	女性	現役生	浪人生
平成25年度	99名 100%	66名 66.7%	33名 33.3%	22名 22.2%	77名 77.8%
平成26年度	100名 100%	65名 65.0%	35名 35.0%	14名 14.0%	86名 86.0%
平成27年度	100名	70名	30名	14名	86名

²⁰ 平成30年9月4日付文部科学省公表資料「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査の結果速報について」に記載の数値に依拠し、全合格者に占める19歳以上の合格者の割合を算出した数値であり、全合格者に占める浪人生の割合を正確に示した数字ではない。

²¹ 各表記載の割合は各年度の総数に占める割合を示している。

	総数	男性	女性	現役生	浪人生
	100%	70.0%	30.0%	14.0%	86.0%
平成 28 年度	99 名	60 名	39 名	6 名	93 名
	100%	60.6%	39.4%	6.1%	93.9%
平成 29 年度	93 名	64 名	29 名	12 名	81 名
	100%	68.8%	31.2%	12.9%	87.1%
平成 30 年度	80 名	61 名	19 名	16 名	64 名
	100%	76.3%	23.8%	20.0%	80.0%

(本大学提供資料に記載の数値を利用し、当委員会が表の形に整理した。)

＜推薦入学試験等の経由を含んだ全入学者数＞

	総数	男性	女性	現役生	浪人生
平成 25 年度	115 名	69 名	46 名	38 名	77 名
	100%	60.0%	40.0%	33.0%	67.0%
平成 26 年度	115 名	70 名	45 名	29 名	86 名
	100%	60.9%	39.1%	25.2%	74.8%
平成 27 年度	115 名	76 名	39 名	29 名	86 名
	100%	66.1%	33.9%	25.2%	74.8%
平成 28 年度	115 名	66 名	49 名	22 名	93 名
	100%	57.4%	42.6%	19.1%	80.9%
平成 29 年度	115 名	75 名	40 名	34 名	81 名
	100%	65.2%	34.8%	29.6%	70.4%
平成 30 年度	115 名	70 名	45 名	51 名	64 名
	100%	60.9%	39.1%	44.3%	55.7%

② 全国の入学者数（※推薦入学試験等を経由した入学者を含む。）

	総数	男性	女性	現役生	浪人生
平成 25 年度	8,638 名	5,736 名	2,902 名	—	—
	100%	66.4%	33.6%		
平成 26 年度	8,677 名	5,773 名	2,904 名	—	—
	100%	66.5%	33.5%		
平成 27 年度	8,726 名	5,769 名	2,957 名	—	—
	100%	66.1%	33.9%		
平成 28 年度	8,858 名	5,868 名	2,990 名	—	—
	100%	66.2%	33.8%		
平成 29 年度	9,013 名	5,837 名	3,176 名	—	—
	100%	64.8%	35.2%		
平成 30 年度	9,002 名	5,874 名	3,128 名	—	—
	100%	65.3%	34.7%		

(文部科学省が公表する「学校基本調査」（平成 25 年度～平成 30 年度）に記載の数値²²を利用し、当委員会が表の形に整理した。)

(2) 本大学卒業生の医師国家試験合格率（各年度の新卒受験者）

医師国家試験は、毎年 2 月中旬頃に実施されるところ、医師国家試験実施年の 3 月まで

²² 全国の入学者に關し、現浪区分に基づく統計値は入手することができなかった。

に本大学を卒業する見込みで医師国家試験を受験した新卒受験者の受験者数²³、合格者数及び合格率を性別及び本大学入学時点における現役生・浪人生の別に分類した結果は下表のとおりである。一部の年度で例外が見られるものの、男性・女性ともに浪人生を経て本大学に入学した学生の方が医師国家試験の合格率が低い傾向が見られる（黄色ハイライト部分参照）。他方で、男女で比較すると 12 年度中 8 年度において女性の合格率が男性を上回っており、概ね女性の方が高い合格率を示している（下表の青色ハイライト部分参照）。

		受験者数			合格者数			合格率		
		男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
平成 20 年度	現役生	24 名	18 名	42 名	23 名	17 名	40 名	95.8%	94.4%	95.2%
	浪人生	43 名	14 名	57 名	39 名	14 名	53 名	90.7%	100%	93.0%
	合計	67 名	32 名	99 名	62 名	31 名	93 名	92.5%	96.9%	93.9%
平成 21 年度	現役生	21 名	19 名	40 名	20 名	19 名	39 名	95.2%	100%	97.5%
	浪人生	39 名	17 名	56 名	36 名	16 名	52 名	92.3%	94.1%	92.9%
	合計	60 名	36 名	96 名	56 名	35 名	91 名	93.3%	97.2%	94.8%
平成 22 年度	現役生	19 名	20 名	39 名	18 名	20 名	38 名	94.7%	100%	97.4%
	浪人生	40 名	13 名	53 名	38 名	12 名	50 名	95.0%	92.3%	94.3%
	合計	59 名	33 名	92 名	56 名	32 名	88 名	94.9%	97.0%	95.7%
平成 23 年度	現役生	17 名	16 名	33 名	15 名	16 名	31 名	88.2%	100%	93.9%
	浪人生	45 名	21 名	66 名	39 名	19 名	58 名	86.7%	90.5%	87.9%
	合計	62 名	37 名	99 名	54 名	35 名	89 名	87.1%	94.6%	89.9%
平成 24 年度	現役生	11 名	14 名	25 名	11 名	12 名	23 名	100%	85.7%	92.0%
	浪人生	48 名	22 名	70 名	41 名	19 名	60 名	85.4%	86.4%	85.7%
	合計	59 名	36 名	95 名	52 名	31 名	83 名	88.4%	86.1%	87.4%
平成 25 年度	現役生	12 名	15 名	27 名	12 名	14 名	26 名	100%	93.3%	96.3%
	浪人生	60 名	21 名	81 名	47 名	17 名	64 名	78.3%	81.0%	79.0%
	合計	72 名	36 名	108 名	59 名	31 名	90 名	81.9%	86.1%	83.3%
平成 26 年度	現役生	9 名	13 名	22 名	9 名	13 名	22 名	100%	100%	100%
	浪人生	51 名	25 名	76 名	45 名	23 名	68 名	88.2%	92.0%	89.5%
	合計	60 名	38 名	98 名	54 名	36 名	90 名	90.0%	94.7%	91.8%
平成 27 年度	現役生	17 名	19 名	36 名	16 名	18 名	34 名	94.1%	94.7%	94.4%
	浪人生	46 名	23 名	69 名	44 名	22 名	66 名	95.7%	95.7%	95.7%
	合計	63 名	42 名	105 名	60 名	40 名	100 名	95.2%	95.2%	95.2%
平成 28 年度	現役生	13 名	14 名	27 名	12 名	14 名	26 名	92.3%	100%	96.3%
	浪人生	52 名	24 名	76 名	47 名	21 名	68 名	90.4%	87.5%	89.5%
	合計	65 名	38 名	103 名	59 名	35 名	94 名	90.8%	92.1%	91.3%
平成 29 年度	現役生	19 名	15 名	34 名	18 名	15 名	33 名	94.7%	100%	97.1%
	浪人生	48 名	29 名	77 名	39 名	27 名	66 名	81.3%	93.1%	85.7%
	合計	67 名	44 名	111 名	57 名	42 名	99 名	85.1%	95.5%	89.2%
平成 30 年度	現役生	19 名	17 名	36 名	19 名	17 名	36 名	100%	100%	100%

²³ 医師国家試験実施年の 3 月までに大学を卒業する見込みで医師国家試験を受験した新卒受験者の数であり、過去に医師国家試験を受験したものの不合格となり、再度受験した者等の数は含まれていない。

	受験者数			合格者数			合格率			
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	
浪人生	41名	25名	66名	39名	23名	62名	95.1%	92.0%	93.9%	
合計	60名	42名	102名	58名	40名	98名	96.7%	95.2%	96.1%	
平成31年度	現役生	20名	22名	42名	20名	21名	41名	100%	95.5%	97.6%
	浪人生	50名	24名	74名	48名	23名	71名	96.0%	95.8%	95.9%
	合計	70名	46名	116名	68名	44名	112名	97.1%	95.7%	96.6%

(本大学提供資料に記載の数値を利用し、当委員会が表の形に整理した。)

第3 本大学の一般入学試験における一律の差別的取扱いの存否について

1 はじめに

本件ヒアリング等において、A 元入試委員長（以下「A 氏」又は「A 元入試委員長」という。）、B 元入試副委員長（以下「B 氏」又は「B 元入試副委員長」という。）、C 元入試副委員長（以下「C 氏」又は「C 元入試副委員長」という。）、D 元入試副委員長（以下「D 氏」又は「D 元入試副委員長」といい、以上の 4 名を「A 元入試委員長ら」又は「A 元入試委員長ら 4 名」と総称する。）は、志願票・調査書の記載内容に基づき受験者一人ひとりに対して採点を行った旨供述し、性別・現浪区分という属性を理由とする一律の差別的取扱いを否定した。

しかしながら、当委員会は、本件ヒアリング、本件フォレンジック調査等によって、本大学の調査対象年度における一般入学試験において、A 元入試委員長ら 4 名による、性別・現浪区分という属性を理由とする一律の差別的取扱いが行われていたと認定した。一方で、一定の監督責任等は免れないと考えざるを得ないものの、理事長、学長、学部長ら及び A 元入試委員長ら 4 名以外の調査対象年度に関する入試委員については、上記の差別的取扱いの認識があったとは認められなかった。

以下、一般入学試験の日程及び具体的な流れに関する事実関係を整理した上で（後記2）、A 元入試委員長らの主張・弁解の内容をまとめ（後記3）、最後に、当委員会が上記認定に至った根拠を示す（後記4）。

2 一般入学試験の日程及び具体的な流れに関する事実関係

本大学における一般入学試験の日程及び具体的な流れは下表のとおりである。なお、下表に記載した事実関係については本件ヒアリングにおいても概ねこれに沿った供述が得られている。

	番号	時期 ²⁴	事項	概要
第1次試験	①	1月下旬頃（X）	第1次試験	・第1次試験（学科試験）が実施される。
	②	Xの午後・X+1 ～2日 (第1次試験の 翌日及び翌々 日)	第1次試験の採点	・2日間と半日をかけて第1次試験の採点が実施される。
	③	X+3日 (採点の翌日)	第1次試験の採点 結果の集計	・入試作業室パソコンを用いて、採点結果を入試管理システムに入力する等の集計作業が行われ、合否判定会議の資料が作成される。

²⁴ 「時期」欄に「+○日」と書かれている加算日数は営業日ベースであり、例えば、X が金曜日である場合、X+1 日は翌営業日である月曜日を指す。

	番号	時期 ²⁴	事項	概要
第2次試験	④	X+4日 (採点の集計の翌日)	入試委員による合否判定会議	・入試委員全員による合否判定会議が行われ、第1次試験の合格ラインの設定が行われる。
	⑤	X+5日 (合否判定会議の翌日)	第1次試験の合格者発表	・第1次試験の合格発表が行われる。
	⑥	第1次試験の合格発表直後の土曜日・日曜日(日曜日をY)	第2次試験	・第1次試験合格者に対して、第2次試験が実施される。 ・面接の採点は、面接委員によって即日行われる。
	⑦	Y+1~2日 (第2次試験の翌日及び翌々日)	第2次試験の採点及び採点結果の集計	・小論文の採点や入試作業室パソコンを用いた採点結果の入試管理システムへの入力等の集計作業が行われ、合否判定会議の資料が作成される。 ・作成された合否判定会議の資料は、合否判定会議までの間、入試作業室に設置されたキャビネット内に施錠された状態で保管される。
	⑧	Y+3日 (採点の集計等の翌日)	入試委員による合否判定会議	・合否判定会議の資料を用いて入試委員全員による合否判定会議が行われ、最終合格ライン・補欠合格ライン決め等が行われる。
	⑨	Y+4日 (合否判定会議の翌日)	臨時教授会	・合否判定会議の結果が、学部長、学長及び理事長に報告され、その後、臨時教授会に報告される。
	⑩	Y+5日 (臨時教授会の翌日)	第2次試験の合格者発表	・第2次試験の合格発表が行われる。 ・平成28年度入試においては、祝日の関係上、Y+4日に第2次試験の合格者発表が行われている。

一例として、平成30年度入試のスケジュールは下表のとおりである。

番号	日時(いずれも平成30年)	内容
①	1月30日(火曜日)	第1次試験(学科試験)実施
②	1月31日(水曜日)	第1次試験の採点(1月30日(火曜日)午後以降)
	2月1日(木曜日)	
③	2月2日(金曜日)	第1次試験の採点結果の集計
④	2月5日(月曜日)	入試委員による合否判定会議
⑤	2月6日(火曜日)	第1次試験の合格者発表
⑥	2月10日(土曜日)	第2次試験(適性検査、小論文及び面接)実施
	2月11日(日曜日)	
⑦	2月12日(月曜日)	第2次試験の採点及び採点結果の集計
	2月13日(火曜日)	
⑧	2月14日(水曜日)	入試委員による合否判定会議
⑨	2月15日(木曜日)	臨時教授会
⑩	2月16日(金曜日)	第2次試験の合格者発表

3 A元入試委員長らによる主張の内容

(1) 各年度の採点担当に関する主張

A元入試委員長らは、志願票・調査書の採点のうち、志願票については、平成27年度入

試及び平成 28 年度入試については D 元入試副委員長、平成 29 年度入試及び平成 30 年度入試については C 元入試副委員長が採点を担当し、調査書については、平成 27 年度入試から平成 30 年度入試の 4 か年度全てにおいて B 元入試副委員長が採点を担当し、資質上の疑義（平成 28 年度入試以降）については、A 元入試委員長が採点を担当していたと主張している。

（2）各年度の志願票・調査書の配点に関する主張

A 元入試委員長らは、調査対象年度において、志願票の記載内容のうち「活動状況」及び「志望動機」に関する記載（後記オ(ア)参照）に配点を設けて採点し、調査書の記載内容のうち「各教科・科目等の学習記録」及び「特別活動の記録等」に関する記載（後記オ(イ)参照）に配点を設け採点していたと主張する。また、平成 28 年度入試及び平成 29 年度入試においては、資質上の疑義という配点項目を設け、適性検査及び調査書記載の欠席日数を総合的に評価して採点し、平成 30 年度入試においては、資質上の疑義として、欠席日数及び医師としての適格性を採点していたと主張する²⁵。

各調査対象年度における A 元入試委員長ら 4 名の主張を総合的に評価すると、A 元入試委員長ら 4 名の主張する各調査対象年度における志願票・調査書の配点は、以下のとおりである²⁶。

ア 平成 27 年度入試に関する主張

志願票・調査書	配点	内訳		備考
志願票	40 点	活動状況	30 点	10 点刻みで採点。
		志望動機	10 点	1 点刻みで採点。
調査書	40 点	各教科・科目等の学習記録（評定値等）	20 点	いずれも 10 点刻みで採点。
		特別活動の記録等	20 点	

イ 平成 28 年度入試に関する主張

志願票・調査書	配点	内訳		備考
志願票	40 点	活動状況	30 点	10 点刻みで採点。
		志望動機	10 点	1 点刻みで採点。
調査書	40 点	各教科・科目等の学習	20 点	いずれも 10 点刻みで採点。

²⁵ C 元入試副委員長は、資質上の疑義の採点にあたっては、A 元入試委員長は、面接における面接委員の評価表のほか、面接委員からヒアリングした面接当日の聞き取り内容も評価の対象についていたと述べている。

²⁶ 但し、D 元入試副委員長は、平成 29 年度入試以降入試委員の職を離れていることもあり、全般的に他の 3 名に比べて配点に関する記憶が曖昧であると述べている。

志願票・調査書	配点	内訳		備考
		記録（評定値等）		
		特別活動の記録等	20点	
資質上の疑義	-60点		-60点	・10点刻みで採点（B氏の書面回答）。 ・大きく問題ありとされた者のみマイナスとした。

ウ 平成29年度入試に関する主張

志願票・調査書	配点	内訳		備考
志願票	40点	活動状況	30点	10点刻みで採点。 1点刻みで採点。
		志望動機	10点	
調査書	120点	各教科・科目等の学習記録（評定値等）	60点	いずれも10点刻みで採点。
		特別活動の記録等	60点	
資質上の疑義	-160点		-160点	大きく問題ありとされた者のみマイナスとした。

エ 平成30年度入試に関する主張

志願票・調査書	配点	内訳		備考
志願票	60点	活動状況	30点	10点刻みで採点。 3点刻みで採点。
		志望動機	30点	
調査書	120点	各教科・科目等の学習記録（評定値等）	60点	いずれも10点刻みで採点。
		特別活動の記録等	60点	
資質上の疑義	-180点	欠席日数	-80点	大きく問題ありとされた者のみマイナスとした。
		医師としての適格性	-100点	

オ 志願票・調査書の採点に関する主張の図示

資質上の疑義を除く志願票・調査書の採点に関する A 元入試委員長らの主張を図示²⁷すると、以下のとおりである²⁸。

(ア) 志願票

²⁷ なお、志願票及び調査書の出典は、前記第2の2(4)ア及びイと同一である。

²⁸ 括弧内は A 元入試委員長らが主張する配点を記載している。

(イ) 調査書

(表面)

(裏面)

(3) 探点の方法に関する主張

A 元入試委員長らは、志願票・調査書の採点方法に関して、概ね、以下のとおり主張する。

- ① A 元入試委員長らは、調査対象年度においては、第 2 次試験の翌日及び翌々日に、本大学校舎の地下にある入試作業室において、志願票・調査書の採点を行った。
 - ② A 元入試委員長らは、第 2 次試験受験者 400 名前後の志願票・調査書のコピーを 3 部ずつ用意し、又は、教育課の担当者に用意させ、まずは入試委員長及び各入試副委員長の 3 名で 50 名程度の採点を行って、採点方針について概ねの共通認識を形成した。
 - ③ その上で、各入試副委員長それぞれが担当する志願票又は調査書の採点を行い、入試委員長が資質上の疑義について採点した²⁹。
 - ④ 志願票・調査書の採点結果については、入試委員長と入試副委員長の 3 名で採点した約 50 名程度を除き、志願票及び調査書の採点を担当する各入試副委員長が採点結果を入試委員長に口頭又は手書きのメモで報告した。

²⁹ この点に関し、A 元入試委員長は、個別の志願票・調査書の採点に関しても、問題があるとされた受験者のものについては入試委員長及び各入試副委員長の 3 名で合議して採点をしたと述べ、C 元入試副委員長は、3 名が同じ受験者の資料を同時に確認しながら評価していたと述べている。

- ⑤ 上記④の報告を受けた入試委員長は、平成28年度入試から平成30年度入試については「資質上の疑義」について採点し³⁰加味した上で、合計点を計算し、入試作業室のパソコンを用いて、入試管理システムに入力した。
- ⑥ A元入試委員長らは、採点及びその入力の過程で作成した書面類は全て破棄した。

(4) 各年度の採点の方針についての主張

A元入試委員長らが主張する調査対象年度における志願票・調査書の採点方針は以下のとおりである。A元入試委員長らの主張によれば、いずれの評価項目についても、客観的かつ明確な評価基準は予め定められておらず、実際の評価は採点者の裁量に大きく委ねられていたとのことである³¹。

なお、A元入試委員長らの本件ヒアリング等における供述は、概ね共通したものであるが、当然ながら一言一句同じものではなく、以下の記述はA元入試委員長らの供述を元に当委員会において採点方針に関するA元入試委員長らの主張を1つにまとめ、その内容をA元入試委員長らに書面で交付し、その主張と齟齬がないか否か確認を得たものである。当該確認時にA元入試委員長らからなされた主な指摘は脚注に示されている。

ア 志願票

(ア) 活動状況について

A元入試委員長らは、活動状況については、医師を目指すにあたって望ましい経験である学内・学外（卒業後の活動も含む。）におけるスポーツその他の活動経験、それぞれの活動において部長等の指導的立場にあった等の立場・役割、資格の取得等を評価の基礎とし、総合的に考慮して、採点していたと主張する³²。

特に6年間の医学部教育に耐え、かつ、医療の現場に耐えられるような心身の健全性を期待する観点と、チーム医療に適した高い協調性を求める観点から、スポーツ系の部活動の所属歴や大会での成績、生徒会活動、グループ活動、ボランティア活動の実績を重視したと主張する。

例えば、中学校・高等学校時代を通じた一貫した運動の継続、都道府県大会、全国大会への出場等の活動成績、部活動のキャプテン経験、医療・福祉領域のボランティア活動参加、

³⁰ この点に関し、C元入試副委員長は、「資質上の疑義」の採点に関してはA元入試委員長から根拠の説明等もあったと述べている。

³¹ この点に関し、C元入試副委員長は、受験者が様々な分野での活躍を様々な表現でアピールしてくるため、明確な基準の設定は困難であると認識しており、評価に役割分担はあったが、3名の元には志願票と調査書のコピーがあり、採点の結果はA元入試委員長を含めた合議の結果と認識していると述べている。

³² この点に関し、C元入試副委員長は、スポーツ・課外活動・各種大会成績・取得資格を主要評価項目として評価し、そのほかのアピールについても評価を行っていたと述べている。

上級救急認定等の取得状況、被災地への支援活動の参加、留学経験、国際科学オリンピック出場、模擬国連への出場等が高評価の対象となったと主張している。

その評価に際しては、①部活動については、文化部の所属歴も評価の対象にしたもの、大会での成績等がなく、単に所属していただけの場合には運動部の方に高い評価を与えていた、②生徒会活動等の学内活動については、協調性の観点から役員歴は評価するが、学級委員レベルの活動は評価しなかった³³、③資格に関しては、薬剤師や獣医師等の資格を評価したとも主張している。

(イ) 志望動機について

A 元入試委員長らは、志望動機については、本大学への志向性や志望動機の具体性について、本大学の建学の精神（生命の尊厳を尊ぶ・隣人愛）に言及しているか、本アドミッション・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを理解しているか等といった観点から評価をしたと主張する。

特に志望動機において、具体的な医師像やそのための中学校・高等学校時代の取組内容、本アドミッション・ポリシーやカリキュラムの魅力を感じた点等について、自分の言葉で記載されれば高評価の対象とし、医師になる動機が明確でない場合（親族が医師であるから医師になりたいといった場合等）や本大学のホームページやパンフレットをなぞっただけのような場合には低評価としたと主張する。

イ 調査書³⁴

(ア) 各教科・科目等の学習記録について

A 元入試委員長らは、各教科・科目等の学習記録については、受験者の成績及びその推移や出身高等学校の偏差値等を評価の対象とし、その評価に際しては、当該受験者の出身高等学校の偏差値等をインターネットで検索する等して加味し、一定の調整を行っていたと主張する。

(イ) 特別活動の記録等の評価について

A 元入試委員長らは、特別活動の記録等については、高等学校時における特別活動、指導上の参考となる諸事項、総合的な学習時間の内容・評価等に関する記載を評価の対象とし、

³³ この点に関し、C 元入試副委員長は、学級委員レベルの活動も評価の対象にはしたものの、特別高い評価にはしなかった趣旨である旨を述べている。

³⁴ 但し、D 元入試副委員長は、調査書は採点担当ではなかったことから、調査書の採点の方針に関する詳細については覚えていない旨を述べている。

学内委員、運動系の部活動、皆勤賞・精勤賞、備考欄における高等学校の推薦があった受験者を高く評価したと主張する一方、良き医療人や医学となる可能性が低いと判断される者については減点の対象としたと主張する。

そして、A元入試委員長らは、上記の視点を踏まえた実際の評価に際しては、部活動・ボランティア・表彰・学外の活動等を重点的に評価し、特に、部活動に関しては、①厳しい環境や団体競技で頑張ったという経験が医師に向いている資質を示すとともに、個人競技でもクラブのチームの中で頑張ったという経験や体力面を重視して、文化系よりも運動系の部活動を高く評価した、②運動系の部活動のうち、サッカー、野球、アメリカンフットボール等の「ヘビー」なスポーツの経験者については、このようなスポーツと学業を両立していたことを重視して、他のスポーツよりも高い評価をしていた、③文化部でも良い成績を残した者には高い評価をつけていたと主張する。

なお、出身高等学校における保存期間が経過した等の事情により、調査書の提出がない受験者については、調査書の評価は0点とする場合もあったが、場合によっては志願票の情報を参考に採点していたとのことであった³⁵。

ウ 資質上の疑義について

A元入試委員長らは、「資質上の疑義」は、欠席日数が多い受験者や面接及び適性検査の結果等に問題がある受験者の点数を減点する項目であり、平成30年度入試については、「欠席日数」と「医師としての適格性」に分けて採点していたと主張する。

資質上の疑義の採点に関しては、平成28年度入試及び平成29年度入試では「欠席日数」及び「医師としての適格性」といった明確な区分はなかったが、A元入試委員長らは、その評価基準は、平成28年度入試及び平成29年度入試と平成30年度入試とで大きく変わることにはなかったと説明している。

(ア) 欠席日数

A元入試委員長によれば、欠席日数は、6年間の医学部教育を全うすることができるか否かを確認するために重要な指標と考えており、単純に欠席日数だけで機械的に評価したものではなく、欠席理由も考慮した上で、評価したと主張する。例えば、欠席が疾病・傷害等によるやむを得ない理由による場合には、一定の補正を行ったり、欠席日数について減少

³⁵ この点に関し、A元入試委員長は、調査書がない場合についても、薬剤師等の資格や特別な活動歴のある受験者については得点を与えていたと述べる。また、B元入試副委員長は、調査書の提出がない受験者については、志願票の情報を参考に得点を与えており、0点としてはいなかつたと述べている。さらにC元入試副委員長は、調査書等が提出できない受験者については不利にならないように、直ちに調査書の点数を0とした認識はなく、3人で志願票から高校時代の活動を読み取り、また、取得している資格や薬学部等の大学既卒者には出来る限り評価を行ったと述べている。

傾向にある場合（例えば、1年次には多かったが、3年次には減ってきたといった場合）にはその経緯も考慮していたとのことである。

（イ） 医師としての適格性

A元入試委員長らによれば、医師としての適格性については、面接において低評価がなされた受験者について、入試委員会が面接委員からヒアリングした内容に基づき、適性検査の結果も参考の上、評価したとのことである。

4 当委員会による認定及びその根拠

A元入試委員長らは、前記3のとおり、部活動の状況等に応じて志願票・調査書を個別に採点したものであるとし、性別・現浪区分を理由とする一律の差別的取扱いを否定した。

しかし、当委員会の認定によれば、以下のとおり、本大学では、調査対象年度において、A元入試委員長ら4名による、性別・現浪区分を理由とする一律の差別的取扱いが行われていたと認められる。

（1）各年度の入学試験結果の分析

ア 志願票・調査書の採点結果とされる点数の分析経緯

（ア）本大学提供資料に基づく点数分析

当委員会は、各調査対象年度の受験者の氏名、性別、年齢並びに第2次試験科目の合計点及びその科目ごとの内訳等が整理された「第2次試験成績一覧（成績順）」³⁶と題する資料（以下「本件第2次試験成績一覧表」という。）の提供を受けた。本件第2次試験成績一覧表には、平成27年度入試は398名、平成28年度入試は393名、平成29年度入試は360名、平成30年度入試は423名の各入試年度における第2次試験受験者の総数分の情報が記載されており、A元入試委員長らが採点したとする志願票・調査書の点数もそれぞれ記載されていた。

しかし、本件第2次試験成績一覧表には、年齢の記載はあったものの現浪区分の記載がなかったことから、そのままでは、志願票・調査書の採点結果とされる点数と性別の関係は分析できても、当該点数と現浪区分との関係は正確には分析できないことが判明した³⁷。そこ

³⁶ 当該資料には受験者の個人情報が詳細に記載されているため、本報告書には掲載していない。

³⁷ 例えば、同じ18歳の受験者でも生年月日によって現役生もいれば1浪生もいるように、年齢だけでは、現浪区分を判別することはできない。

で、当委員会は、生年月日の情報を加え、各受験者の年齢だけでなく現浪区分も割り出した上で分析する必要があると考え、調査対象年度の本大学の一般入学試験経由の入学者（平成27年度入試100名、平成28年度入試99名、平成29年度入試93名、平成30年度入試80名）の志願票・調査書に記載された生年月日から現浪区分を割り出した。その結果、当委員会は、本大学の入学者に関して、性別及び現浪区分と志願票・調査書の採点結果とされる点数の関係を整理し分析することができた（以下、本大学提供資料に基づく分析を「本件入学者点数分析」という。）。

なお、本大学においては、個人情報保護の観点から、調査対象年度の入学者以外の志願票・調査書については既に廃棄済みとのことであり、上記分析においては、本大学の入学者以外（不合格者や合格したもののは入学しなかった受験者）を分析の対象とすることはできなかった。

（イ） 本件フォレンジック調査の結果を踏まえた点数分析

その後、本件フォレンジック調査を行った結果、入学者だけでなく第2次試験受験者の大半の受験者を含み、かつ、年齢だけでなく現浪区分が記載されている以下のエクセルファイルが発見された。

- ① 調査対象年度の大半の第2次試験受験者³⁸の受験番号、性別、年齢、現浪区分並びに第2次試験科目の合計点及びその科目ごとの内訳等が記載された「入試情報」と題するシートを含むエクセルファイル（以下「本件エクセルファイル①」という。）
- ② 平成28年度入試の全ての第2次試験受験者の受験番号、氏名、性別、年齢、現浪区分等が記載された「0517全志願者（一次不合格+合格³⁹）」と題するシートを含むエクセルファイル（以下「本件エクセルファイル②」という。）

本件エクセルファイル①における各科目の内訳には、A元入試委員長らが採点したとする志願票・調査書の点数が記載されていたが⁴⁰、本件エクセルファイル②には志願票・調査書の点数は記載されていなかった。

本件エクセルファイル①及び本件エクセルファイル②の作成経緯は本件ヒアリングからも明らかにならなかったものの、当委員会はこれらに記載された内容と本件第2次試験成績一覧表の内容とを照合して精査した結果、これらのエクセルファイルの内容が、調査対象

³⁸ 平成27年度入試は第2次試験受験者398名中343名、平成28年度入試は393名中369名、平成29年度入試は360名中345名、平成30年度入試は423名中392名の受験者の情報が記載されていた。次の②のとおり、平成28年度入試については第2次試験受験者全員分のデータ（本件エクセルファイル②）が別途発見されたため、同年度入試に関する本件エクセルファイル①のデータは分析に用いられていない。

³⁹ 本ファイルには、「0517全志願者（一次不合格+合格）」というシート名のとおり、第2次試験受験者を含め平成28年度入試の全ての志願者と考えられる受験者情報も記載されていた。

⁴⁰ 当該資料においては「志願票・調査書」を直接示す項目はなかったが、「2次調整合計」と題する項目で記載された点数が本件第2次試験成績一覧表に記載された「志願票・調査書」の欄に記載された点数と一致していたことから、「2次調整合計」と題する項目で記載された点数を分析に用いた。

年度における第 2 次試験受験者の現浪区分をも含むデータとして信用するに足りるものであると判断した。

そこで、当委員会は、調査対象年度の第 2 次試験受験者の大半のデータである本件エクセルファイル①及び本件エクセルファイル②内の情報に基づき、性別及び現浪区分と志願票・調査書の採点結果とされる点数の関係を整理し分析した（以下、本件エクセルファイル①及び本件エクセルファイル②に基づく分析を「本件第 2 次試験受験者点数分析」という。）⁴¹。

（ウ） 点数分析の結果の概要

本件入学者点数分析及び本件第 2 次試験受験者点数分析の結果は後記イのとおりであり、いずれの調査対象年度においても、A 元入試委員長らの供述によれば志願票・調査書の採点結果であるという点数について、性別及び現浪区分に応じて機械的に割り振られている傾向が顕著に認められた。

イ 各年度の結果の整理

（ア） 平成 27 年度入試

平成 27 年度入試の志願票・調査書の採点結果とされる点数分布の分析結果は下記のとおりである。なお、平成 27 年度入試の志願票・調査書の配点は 80 点である。

① 本件入学者点数分析

平成 27 年度の男性入学者は、合計 70 名である。そのうち、現役生 9 名のうち 8 名が 48 点、1 浪生 20 名のうち 17 名が 38 点、2 浪生 21 名のうち 16 名が 28 点、3 浪生 9 名のうち 8 名が 18 点、4 浪以上の入学者 11 名のうち 9 名が 18 点を獲得していることが判明した。

また、同年度の女性入学者は、合計 30 名である。そのうち、現役生 4 名全員が 30 点、1 浪生 12 名のうち 10 名が 20 点、2 浪生 7 名全員が 10 点、3 浪生 4 名のうち 2 名が 0 点、4 浪以上の入学者 3 名のうち 2 名が 0 点を獲得していることが判明した。

② 本件第 2 次試験受験者点数分析

⁴¹ 本件エクセルファイル①及び本件エクセルファイル②には、「現浪区分」の欄に 0 から 9 までの数字が記載されていたところ、本件フォレンジック調査により、0 を「現役」、1 を「1 浪」、2 を「2 浪」、3 を「3 浪」、4 を「4 浪以上」、5 を「大学卒」、6 を「大学院卒」、7 を「短大卒・大学中退・大学在学」、8 を「社会人（高校卒業後 6 か月以上勤務）」、9 を「外国卒・大検/認定・通信卒・定時卒」と示す資料が発見され、本大学がそのような整理を行っていたことが判明したため、これらの区分を参考にして集計した。

本件エクセルファイル①においてデータの発見された平成 27 年度入試の男性の第 2 次試験受験者は合計 203 名である。そのうち、現役生 17 名のうち 15 名が 48 点、1 浪生 51 名のうち 47 名が 38 点、2 浪生 50 名のうち 46 名が 28 点、3 浪生 25 名のうち 23 名が 18 点、4 浪以上の受験者 26 名のうち 21 名が 18 点、その他 34 名のうち 32 名が 18 点を獲得していることが判明した。

また、本件エクセルファイル①においてデータの発見された平成 27 年度入試の女性の第 2 次試験受験者は合計 140 名である。そのうち、現役生 14 名全員が 30 点、1 浪生 45 名のうち 40 名が 20 点、2 浪生 38 名のうち 36 名が 10 点、3 浪生 12 名のうち 11 名が 0 点、4 浪以上の受験者 8 名のうち 7 名が 0 点、その他 23 名のうち 20 名が 0 点を獲得していることが判明した。

③ 点数分析の整理

上記①及び②の点数分析に基づき、平成 27 年度入試において、性別及び現浪区分に応じ、点数の集中している点数帯を整理すると、下表 1 のとおりとなる。

【表 1】

配点	現浪区分	男性	女性	男女点数差
80 点	現役	48 点	30 点	18 点
	1 浪	38 点	20 点	18 点
	2 浪	28 点	10 点	18 点
	3 浪	18 点	0 点	18 点
	4 浪以上	18 点	0 点	18 点

平成 27 年度入試においては、①入学者のうち 83% の点数（志願票・調査書の採点結果とされる点数。次の②についても同じ。）が、上記表 1 の点数と一致し、②現浪区分の判明した第 2 次試験受験者 343 名のうち約 91% の点数が、上記表 1 の点数と一致する。

(イ) 平成 28 年度入試

平成 28 年度入試の志願票・調査書の採点結果とされる点数分布の分析結果は下記のとおりである。なお、平成 28 年度入試の志願票・調査書の配点は 80 点である。

① 本件入学者点数分析

平成 28 年度の男性入学者は、合計 60 名である。そのうち、現役生 4 名全員が 61 点、1 浪生 16 名のうち 15 名が 51 点、2 浪生 19 名のうち 18 名が 41 点、3 浪生 8 名のうち 6 名が 19 点、4 浪以上の入学者 13 名のうち 12 名が 19 点を獲得していることが判明した。

また、同年度の女性入学者は、合計 39 名である。そのうち、現役生 2 名ともに 42 点、1 浪生 14 名全員が 32 点、2 浪生 11 名全員が 22 点、3 浪生 2 名ともに 0 点、4 浪以上の入学者 10 名のうち 7 名が 0 点を獲得していることが判明した。

② 本件第 2 次試験受験者点数分析

平成 28 年度入試の男性の第 2 次試験受験者は合計 229 名である。そのうち、現役生 16 名のうち 15 名が 61 点、1 浪生 56 名のうち 54 名が 51 点、2 浪生 50 名のうち 49 名が 41 点、3 浪生 27 名のうち 23 名が 19 点、4 浪以上の受験者 58 名のうち 56 名が 19 点、その他⁴²22 名のうち 21 名が 19 点を獲得していることが判明した。

また、平成 28 年度入試の女性の第 2 次試験受験者は合計 164 名である。そのうち、現役生 7 名全員が 42 点、1 浪生 58 名のうち 57 名が 32 点、2 浪生 47 名全員が 22 点、3 浪生 13 名全員が 0 点、4 浪以上の受験者 27 名のうち 25 名が 0 点、その他 12 名のうち 10 名が 0 点を獲得していることが判明した。

③ 点数分析の整理

上記①及び②の点数分析に基づき、平成 28 年度入試において、性別及び現浪区分に応じ、点数の集中している点数帯を整理すると、下表 2 のとおりとなる。

【表 2】

配点	現浪区分	男性	女性	男女点数差
80 点	現役	61 点	42 点	19 点
	1 浪	51 点	32 点	19 点
	2 浪	41 点	22 点	19 点
	3 浪	19 点	0 点	19 点
	4 浪以上	19 点	0 点	19 点
	その他	19 点	0 点	19 点

平成 28 年度入試においては、①入学者の約 92% の点数（志願票・調査書の採点結果とされる点数。次の②についても同じ。）が、上記表 2 の点数と一致し、②第 2 次試験受験者総数 393 名のうち約 96% の点数が、上記表 2 の点数と一致する。

(ウ) 平成 29 年度入試

平成 29 年度入試の志願票・調査書の採点結果とされる点数分布の分析結果は下記のとお

⁴² 平成 28 年度入試においては、本件エクセルファイル②において、現浪区分が「大学卒」「大学院卒」「短大・大学中退・大学在学」「社会人（6 か月以上勤務）」「外国卒・大学検定」と分類されていた者を指す（以下同じ。）。

りである。なお、平成 30 年度入試の志願票・調査書の配点は 160 点である。

① 本件入学者点数分析

平成 29 年度の男性入学者は、合計 64 名である。そのうち、現役生 4 名のうち 3 名が 144 点、1 浪生 13 名全員が 124 点、2 浪生 11 名全員が 60 点、3 浪生 6 名全員が 60 点、4 浪以上の入学者 30 名のうち 27 名が 60 点を獲得していることが判明した。

また、同年度の女性入学者は、合計 29 名である。そのうち、現役生 8 名全員が 84 点、1 浪生 21 名全員が 64 点を獲得していることが判明した。なお、2 浪以上の女性入学者は 0 名である。

② 本件第 2 次試験受験者点数分析

本件エクセルファイル①においてデータの発見された平成 29 年度入試の男性の第 2 次試験受験者は合計 182 名である。そのうち、現役生 11 名のうち 8 名が 144 点、1 名が 44 点、1 浪生 49 名のうち 41 名が 124 点、6 名が 24 点、2 浪生 34 名のうち 26 名が 60 点、7 名がマイナス 40 点、3 浪生 17 名のうち 12 名が 60 点、5 名がマイナス 40 点、4 浪以上の受験者 30 名のうち 22 名が 60 点、7 名がマイナス 40 点、その他 41 名のうち 30 名が 60 点、9 名がマイナス 40 点を獲得していることが判明した。

また、本件エクセルファイル①においてデータの発見された平成 30 年度入試の女性の第 2 次試験受験者は合計 163 名である。そのうち、現役生 27 名のうち 25 名が 84 点、2 名がマイナス 16 点、1 浪生 64 名のうち 62 名が 64 点、1 名がマイナス 36 点、2 浪生 32 名のうち 25 名が 0 点、7 名がマイナス 100 点、3 浪生 10 名のうち 8 名が 0 点、2 名がマイナス 100 点、4 浪以上の受験者 10 名のうち 9 名が 0 点、1 名がマイナス 100 点、その他 20 名のうち 17 名が 0 点、1 名がマイナス 100 点を獲得していることが判明した。

③ 点数分析の整理

上記①及び②の点数分析に基づき、平成 29 年度入試において、性別及び現浪区分に応じ、点数の集中している点数帯を整理すると、下表 3 のとおりとなる。

【表 3】

配点	現浪区分	男性	女性	男女点数差
160 点	現役	144 点	84 点	60 点
	1 浪	124 点	64 点	60 点
	2 浪	60 点	0 点	60 点
	3 浪	60 点	0 点	60 点
	4 浪以上	60 点	0 点	60 点

配点	現浪区分	男性	女性	男女点数差
	その他	60点	0点	60点

平成 29 年度入試においては、①入学者の約 96%の点数（志願票・調査書の採点結果とされる点数。次の②についても同じ。）が、上記表 3 の点数と一致し、②現浪区分の判明した第 2 次試験受験者 345 名のうち、約 83%の点数が、上記表 3 の点数と一致する。

これに加えて、上記②の点数分析によれば、上記表 3 の区分に応じた点数帯から、ちょうど 100 点を減点した点数帯に合計 49 名の受験者が存在することが明らかとなった。当委員会が分析を進めたところ、これらの受験者 49 名全員の面接の点数が 50 点以下であったことから、面接の点数が 50 点以下の場合、志願票・調査書の採点結果とされる点数について 100 点を減点する取扱いをしていたものと認められた（以下、このような取扱いを「マイナス 100 点ルール」という。）。マイナス 100 点ルールを考慮した場合、①性別、②現浪区分、③面接の点数が 50 点以下かどうかという 3 つの要素により、平成 29 年度入試の現浪区分の判明した第 2 次試験受験者 345 名のうち約 97%の点数（志願票・調査書の採点結果とされる点数）が上記表 3 に従って機械的に計算できることが判明した。

（エ） 平成 30 年度入試

平成 30 年度入試の志願票・調査書の採点結果とされる点数分布の分析結果は下記のとおりである。なお、平成 30 年度入試の志願票・調査書の配点は 180 点である。

① 本件入学者点数分析

平成 30 年度の男性入学者は、合計 61 名である。そのうち、現役生 4 名全員が 164 点、1 浪生 20 名全員が 144 点、2 浪生 15 名全員が 104 点、3 浪生 8 名全員が 80 点、4 浪以上の入学者 14 名のうち 7 名が 56 点を獲得していることが判明した。

また、同年度の女性入学者は、合計 19 名である。そのうち、現役生 12 名全員が 84 点、1 浪生 7 名のうち 6 名が 64 点を獲得していることが判明した。なお、2 浪以上の女性入学者は 0 名である。

② 本件第 2 次試験受験者点数分析

本件エクセルファイル①においてデータの発見された平成 30 年度入試の男性の第 2 次試験受験者は合計 225 名である。そのうち、現役生 10 名全員が 164 点、1 浪生 57 名のうち 52 名が 144 点、5 名が 44 点、2 浪生 42 名のうち 37 名が 104 点、4 名が 4 点、3 浪生 28 名のうち 25 名が 80 点、2 名がマイナス 20 点、4 浪以上の受験者 46 名のうち 37 名が 56 点、5 名がマイナス 44 点、その他 42 名のうち 27 名が 0 点、5 名がマイナス 100 点を獲得してい

ることが判明した。

また、本件エクセルファイル①においてデータの発見された平成30年度入試の女性の第2次試験受験者は合計167名である。そのうち、現役生31名のうち28名が84点、1浪生50名のうち49名が64点、2浪生34名のうち33名が24点、1名がマイナス76点、3浪生18名全員が0点、4浪以上の受験者12名のうち9名がマイナス24点、3名がマイナス124点、その他22名のうち14名がマイナス80点、1名がマイナス180点を獲得していることが判明した。

③ 点数分析の整理

上記①及び②の点数分析に基づき、平成30年度入試において、性別及び現浪区分に応じ、点数の集中している点数帯を整理すると、下表4のとおりとなる。

【表4】

配点	現浪区分	男性	女性	男女点数差
180点	現役	164点	84点	80点
	1浪	144点	64点	80点
	2浪	104点	24点	80点
	3浪	80点	0点	80点
	4浪以上	56点	-24点	80点
	その他	0点	-80点	80点

平成30年度入試においては、①入学者の90%の点数（志願票・調査書の採点結果とされる点数。次の②についても同じ。）が、上記表4の点数と一致し、②現浪区分の判明した第2次試験受験者392名のうち、約86%の点数が、上記表4の点数と一致することが明らかとなった。

これに加えて、上記②の点数分析によれば、平成29年度入試と同様、平成30年度入試においても、上記表4の区分に応じた点数帯から、100点を減点した点数帯に合計26名の受験者が存在することが明らかとなった。そして、その点数帯の受験者は、26名全員のいずれも面接の点数が50点以下であった。

したがって、平成30年度入試においても、平成29年度入試においても、マイナス100点ルールが採用されていると認められるところ、マイナス100点ルールを考慮した場合、①性別、②現浪区分、③面接の点数が50点以下かどうかという3つの要素により、現浪区分の判明した第2次試験受験者392名のうち約93%の点数（志願票・調査書の採点結果とされる点数）が上記表4に従って機械的に計算できることが判明した。

ウ 小括

以上のとおり、当委員会が、各調査対象年度の性別及び現浪区分に応じた志願票・調査書の採点結果とされる点数の結果を整理、分析したところ、各調査対象年度において、①本大学の入学者のうち 83%（平成 27 年度入試）ないし最大約 96%（平成 29 年度入試）、②現浪区分の判明した第 2 次試験受験者のうち約 83%（平成 29 年度入試）ないし最大約 96%（平成 28 年度入試）が性別及び現浪区分に応じて一律に算出される点数を獲得していることが明らかとなった。

また、平成 29 年度入試及び平成 30 年度入試については、マイナス 100 点ルールを考慮すると、現浪区分の判明した第 2 次試験受験者のうち、平成 29 年度入試については約 97%、平成 30 年度入試については約 93% の点数（志願票・調査書の採点結果とされる点数）が一律に算出できることが判明した。

この点、仮に A 元入試委員長ら 4 名が、志願票・調査書の内容を 1 つ 1 つ個別に精査して採点していたのであれば、①入学者の最大約 96% 及び②現浪区分の判明した第 2 次試験受験者の最大約 96% が性別・現浪区分に応じてある特定の点数を獲得することは不自然であり、個別採点の結果であるとの説明は受け入れられるものではない。

したがって、上記分析結果は、A 元入試委員長らが志願票・調査書を採点した結果と主張する点数は個別にその記載内容を吟味して採点した結果ではなく、性別・現浪区分に応じた一律的な点数調整の結果であったものと強く推認させる。

（2）入試管理システム画面の分析

本件フォレンジック調査の結果、入試作業室パソコンから、①エクセルシートに貼り付けられた本件実査で確認された入試管理システムの 3 種類の操作画面（いわゆるプリントスクリーンで、以下に述べる操作画面①～③を指す。以下、総称して「本件画面」という。）及び②393 名分の受験番号、志願票・調査書の点数等と思われる数字が記載された表（以下「本件点数表」という。）が含まれるエクセルファイル 2 つが発見された。

本件画面には「2016/02/06」、「2016/02/07」という記載があり、これらの日付は平成 28 年度入試の第 2 次試験の試験日と一致していた。また、本件画面が含まれるエクセルファイルのプロパティの「コンテンツの作成日時」は平成 28 年 2 月 9 日（平成 28 年度入試の第 2 次試験の採点日）であった。したがって、本件画面は、平成 28 年度入試に関する画面であると考えられる。

そして、本件画面のうち操作画面①においては「男性調整点」との記載枠があるところ、当該枠には「19.0」と記載されており、前記（1）イ（イ）で論じた平成 28 年度入試において男性の受験者に一律加算されたことが疑われる点数と一致する。また、本件画面のうち操作画面②においては「現浪区分⁴³」と記載された枠があるところ、「現浪区分」が「0」の行の「調

⁴³ 前記脚注 41 のとおり、本大学では、「現浪区分」の「0」は現役生、「1」は 1 浪生、「2」は 2 浪生等を意味していた。

「整点」の列には「42.0」、「現浪区分」が「1」の行の「調整点」の列には「32.0」、「現浪区分」が「2」の行の「調整点」の列には「22.0」が記載されており、これらの数字は、前記(1)イ(イ)で論じた平成28年度入試で現役生、1浪生、2浪生に一律に加算されたことが疑われる点数と一致する。

さらに、本件ヒアリング及び本件実査等によれば、入試管理システムにはピンポイントと呼ばれる機能があり、ピンポイントとは、特定の受験者を受験番号で指定して、当該受験者の点数を調整する機能である。この点、本件画面のうち操作画面③においては、「ピンポイント」と記載された枠があるところ、当該操作画面は、ピンポイントの機能を用いて特定の受験番号の受験者に対し「調整点」の列に記載されている点数を加算するための画面であると考えられる。実際に、記載された受験番号の受験者の志願票・調査書の最終的な点数は、平成28年度入試において、性別及び現浪区分に応じて、点数の集中している点数帯（前記(1)イ(イ)表2参照）に操作画面③の「調整点」の列に記載された点数を足した点数に一致する。

加えて、本件点数表は、6列から成るところ、左から2列目に記載された数字を受験番号、右端6列目に記載された数字を当該受験番号の受験者に加算された点数と考えると、平成28年度入試の結果と全て符合することとなり、同入試における第2次試験受験者の性別、現浪区分による加点状況は前記(1)イ(イ)表2と完全に一致する⁴⁴。

この点、本件画面及び本件点数表については、A元入試委員長らやEを含む本大学の関係者等から明確な説明が得られず、いつ誰が何のために作成したものであるのかについて正確かつ詳細な事実は判明していない。しかし、以上に述べたことを考え合わせれば、本件画面及び本件点数表は、前記(1)イ(イ)で論じた平成28年度入試における性別・現浪区分に応じた一律の加点を行うための画面であることが明白である。

(3) 本件ヒアリングにおける志願票・調査書の模擬採点結果と実点数等との差異

A元入試委員長ら4名は、性別・現浪区分という属性を理由とする一律の差別的取扱いを否定し、実際に個別の志願票・調査書を採点していたと主張していたが、志願票・調査書をA元入試委員長らが主張する基準（前記3(4)）で採点した場合、実点数結果につき合理的な説明が困難であると考えられる志願票・調査書が各調査対象年度に複数存在した。そこで、当委員会はそれらをピックアップし、A元入試委員長らに対し、本件ヒアリングの場で模擬採点を行った上で、その結果等について説明することを要請した。

当委員会は、この模擬採点にあたって、公正な調査を行う観点から、ヒアリング前に志願票・調査書の模擬採点を行うことは告知せず、ヒアリングの場で初めて志願票・調査書の採

⁴⁴ 左から3列目～5列目は、その内訳であり、左から3列目においては現役生には「42」、1浪生には「32」、2浪生には「22」、それ以外には「0」が記載されており、左から4列目においては男性には「19」、女性には「0」が記載されていると考えられる。

点を要請した。また、模擬採点の対象とした志願票・調査書は、性別・現浪区分によるバイアス等を防止するために氏名、生年月日、年齢、性別、高等学校名（男女共学の場合を除く。）、大学・大学院・予備校・職業歴等の情報を黒塗りした⁴⁵。

その結果、本件ヒアリングにおける A 元入試委員長らの模擬採点の結果（以下「本件ヒアリングにおける模擬採点結果」という。）は、一部を除き、本大学から提供を受けた第 2 次試験成績一覧（本件第 2 次試験成績一覧表）の「調査書等」の欄に記載されている点数（A 元入試委員長らが志願票・調査書を採点した結果と主張している点数であり、以下「実点数」という。）と大きく相違するものであった。

また、A 元入試委員長らのうち平成 30 年度入試の採点を担当した A 氏、B 氏、C 氏は、本件監事監査後、本件監事監査とは別に、監事の求めに応じて、同年度入試の本大学の入学者の志願票・調査書について再採点を行い、「平成 30 年度一般入試（入学者・辞退者）調査書等の評価明細書 調査書等」という資料を作成しており（以下、同資料に記載された採点結果を「本件監事監査後の再採点結果」という。）、項目ごとの内訳点数が記載されている。この点、A 元入試委員長らによれば、志願票・調査書の実際の採点結果は最終の総合計点しか記録されておらず、かつ、その過程や内訳については一切記録に残っていないことである。したがって、実点数と本件ヒアリングにおける模擬採点結果を比較するだけでなく、内訳が記載されている本件監事監査後の再採点結果と本件ヒアリングにおける模擬採点結果の比較も行った（なお、本件監事監査後の再採点結果の合計点は、事前に実点数の合計点を伝えた上でその内訳と採点理由の記載を要請するという手法が取られていたことから実点数と一致している。）。

その結果、本件ヒアリングにおける模擬採点結果は、本件監事監査後の再採点結果とも大きく相違するものであった。なお、平成 27 年度入試から平成 29 年度入試に関しては本件監事監査後の再採点は行われておらず、この比較は平成 30 年度入試に限定して行われている。

このように、本件ヒアリングにおける模擬採点結果は、調査対象年度における実点数及び平成 30 年度入試に関する本件監事監査後の再採点結果と大きな差異が認められ、A 元入試委員長ら 4 名の本件ヒアリングにおける供述の信用性、とりわけ前記 3(2) でまとめた調査対象年度に関する採点に関する同人らの主張内容を疑わせる結果となった。とりわけ、本件ヒアリングにおける模擬採点結果においては、実点数が低い評価であったはずの女性・多浪生の志願票・調査書を高く評価する傾向が認められた。

また、実点数及び本件監事監査後の再採点結果と本件ヒアリングにおける模擬採点結果に大きな差異が生じた理由として、A 元入試委員長らが行った弁明は、聞き間違いあるいは

⁴⁵ 上記のとおり、本調査における志願票・調査書の模擬採点は、本件ヒアリングにおいて、黒塗り等により志願票・調査書の情報及び参考資料に制約がある中で実施されたものであり、これらの点は、採点結果の分析や実点数等との差異の分析において留意すべきものと思料する。なお、いったん黒塗りした志願票・調査書の模擬採点を要請した後、黒塗りを外したものについて採点を要請した場合等、黒塗りしないで採点を要請した場合もあった。

入力違いがあった可能性がある等、いずれも合理的な理由とは認められず、不自然な内容であった上、そもそも理由の説明ができない旨を述べる回答も散見された。

このような事情を考え合わせれば、性別・現浪区分という属性による一律の差別的取扱いは行っておらず、実際に志願票・調査書を採点していたとする A 元入試委員長らの主張は、その信用性に疑義があると言わざるを得ない。

(4) その他一律の差別的取扱いの存在を窺わせる事情

本件フォレンジック調査によって発見され、本件第 2 次試験受験者点数分析で使用した本件エクセルファイル①においては、「2 次調整合計」という項目があり、当該項目において、志願票・調査書の採点結果とされる実点数が記載されていた。このような「2 次調整合計」というおよそ志願票・調査書とは関係のない項目名からすれば、当該項目に記載された点数は志願票・調査書の採点結果を記載したものではなく、第 2 次試験における点数調整のための項目であると推認され、第 2 次試験において何らかの点数調整が行われていたことが窺われる。

また、本件フォレンジック調査の結果発見された、A 元入試委員長のメール（送信時期は平成 27 年度入試の合否判定会議後）の中に、受験者の合否判定について、「現浪⁴⁶という区分であったことを差し引いても合格圏内であったが、面接と適性検査が理由で不合格とされた」という内容が記載されていた。本件ヒアリングでこの電子メールについて質問を受けた A 元入試委員長は、この電子メールは、一般論として、世間一般で医学部に浪人生は合格しにくいとされていた頃に本大学に浪人生の受験者が集中したことがあったため、その一般論を踏まえての言い回しであったかと思うと説明した。しかし、前記(1)から(3)の点数分析の結果、本件フォレンジックで発見されたシステム上の画面内容、模擬採点の結果についての分析を前提に、当該文面を読めば、この説明内容は直ちに首肯できるものではなく、上記電子メールは現浪区分による差別的取扱いを行っているという A 元入試委員長の認識が記述に表れたものであると強く疑われる。

(5) 結論

前記(1)から(4)を全て考え合わせると、当委員会としては、本大学の調査対象年度の一般入学試験（平成 27 年度入試から平成 30 年度入試）について、A 元入試委員長ら 4 名による、性別・現浪区分という属性による一律の差別的取扱いが行われたものと認めざるを得ないと結論付けた。

そして、A 元入試委員長らが入試委員長又は副委員長として調査対象年度の入学試験で中核的役割を果たしてきたこと、その職責上当然に入学試験の配点の内訳を知っていたこ

⁴⁶ 現浪区分 7 は前記脚注 41 のとおり「短大卒・大学中退・大学在学」を示す。

と、志願票・調査書の配点及び採点に関し事実に反したと言わざるを得ない不合理な供述・弁解をしていること等からすれば、A 元入試委員長らは、調査対象年度の一般入学試験採点当時において、性別・現浪区分という属性を理由とする一律の差別的取扱いを認識していたものと言わざるを得ない。入試委員会を司り、本来であれば公正な入学試験の実施に努めるべき責を負う入試委員長、副委員長が性別・現浪区分という属性を理由とする一律の差別的取扱いを行っていたという事実は、厳しい非難に値するものであり、その責任は極めて重い。

また、A 元入試委員長ら 4 名以外の調査対象年度に関する入試委員については、上記の差別的取扱いの認識があったとは認められなかったものの、職責上、合否判定会議に参加し入学試験の配点の内訳を知り得る立場にあったことからすれば、少なくともその任務懈怠の責任は重いと言わざるを得ない。

さらに、理事長、学長、学部長らについても、上記の差別的取扱いに認識があったとは認められなかった。しかし、少なくとも、後記第 4 の 3 で詳述するとおり、差別的取扱いを早期に探知し、是正するための組織としての適正なチェック機能が果たせていなかったと言わざるを得ず、それぞれの立場に応じた監督責任は免れないものと考える。

第4 原因分析

当委員会は、以上のような調査結果を踏まえ、以下のとおり、性別・現浪区分という属性を理由とする一律の差別的取扱い（以下「本件差別的取扱い」という。）が生じた原因を分析した。

この点、前記第3の3及び同4のとおり、本件差別的取扱いに中心的に関与していたとみられるA元入試委員長らがこのような取扱いの存在を否定し、なぜこのような取扱いを行ったのかについての供述は得られていないため、とりわけ動機や経緯に関する原因分析には限界があり、以下の分析には仮定や当委員会による推測に基づく部分が含まれることを付言しておく。

1 公正かつ適正な入学試験を行うという規範意識の欠如

教育基本法は、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」（同法第4条第1項）と定める。同法は、国公立学校・私立学校の区別なく、教育の機会の均等を尊重することを謳い、また、学校教育法に基づく大学設置基準は、入学試験に関して「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする」（同基準第2条の2）と定めている。

また、本アドミッション・ポリシーの「キリスト教的人類愛に基づき、病める人々の心と体の痛みがわかり、かつ、医学・医療の実践者としての確かな専門知識、豊かな感性ならびに高い能力を有している医師の育成に力を注いでいます。」等の記載からすれば、同ポリシーも、これらの要素を満たす限り、合理的な理由なく、性別、現浪区分等に応じて著しく採点基準を変えることは前提としていないと考えられる。

大学の自治（憲法第23条）、私立学校の自主性（私立学校法第1条）も尊重されなければならないことは言うまでもないが、上記教育基本法の精神、大学設置基準、及び本アドミッション・ポリシーに照らせば、本大学の入学試験においても、合理的な理由なく、性別、現浪区分等によって差別することが許されないということは明らかであり、本大学の入学試験に関わる者は全てこのことを認識して入学試験にあたるべきであった。

前記第3の3及び同4のとおり、A元入試委員長らが本件差別的取扱いを否定しているため、その動機の解明には至らなかったが、本大学の入学試験で最も重要な役割を担う入試委員長及び副委員長は、公正かつ適正な入学試験を実施することをその職務としているながら、本件差別的取扱いに及んでいたものであり、少なくとも同人らの規範意識の欠如が本件差別的取扱いを惹起した大きな原因となっている。

そして、本件差別的取扱いは、その内容、点数の大きさ等からすれば、上記教育基本法・大学設置基準や本アドミッション・ポリシーのみならず、一般的な社会通念に照らし、その

不合理性は明らかというべきである。そして、本件差別的取扱いについては、性別や現浪区分に応じた機械的な加点の度合いが年々増加されていることからすれば、公正かつ適正な方法で入学試験を行わなければならないという規範意識は年々希薄化していったものとさえいえる。

以上のとおり、本件差別的取扱いの原因として、上記のような A 元入試委員長ら 4 名の規範意識の著しい欠如が挙げられる。

2 入試委員会におけるチェック機能・牽制機能の不全

本大学においては、入試委員会が入学試験の実施及び選抜に関する事項を所掌している。調査対象年度において、入試委員会は 8 名の入試委員で構成され、そのうち 1 名は入試委員長、2 名が副委員長という体制であった。入試委員会の会議は、毎年 9 月頃までは月に 1 回、入学試験が本格化する 10 月頃以降は月に 2 回程度の頻度で開催されており、入学試験に関する事項については、これらの会議において入試委員全員が議論に参加し決定されることとされていた。このように入試委員長及び副委員長だけではなく、それ以外の入試委員も積極的に関与することにより、入学試験が公正かつ適正に実施されるようチェックし、相互牽制が働くことが期待されていた。

本件ヒアリングにおいて、複数の入試委員から、第 2 次試験の合否判定会議に際して配布された資料等から入学試験要項に記載されていない配点がなされていたことは認識していたとの供述が得られている。合否判定会議においてこのような資料が配布されていたのであれば、全ての入試委員が、入学試験要項に記載されておらず、入試委員会での事前審議や事前決定を経ていない配点が合否判定において考慮されていることを認識することができたものということができる。それにもかかわらず、入試委員長・副委員長以外の入試委員が、合否判定会議やその後の入試委員会において、入試委員会の事前審議や事前決定を経ていない配点について指摘したり、問題提起をしたりすることはなかったのであるから、入試委員会によるチェック機能・牽制機能が作用していなかったものと評価せざるを得ない。

また、A 元入試委員長らが入試委員に就任してからの経験が長かったため、他の入試委員が A 元入試委員長らに対して意見しづらかったとの入試委員による供述もあり、健全なローテーション制度の不存在も、入試委員会によるチェック機能・牽制機能が十分に働くかなかった一因となったと考えられる。

以上のとおり、入試委員会におけるチェック・牽制機能が働くかなかったことが、本件差別的取扱いがなされることを許し、また本件差別的取扱いが複数年度にわたって継続し、早期に是正されなかったことの原因となったと評価できる。

3 入試委員会に対する本大学による監督・是正機能の不全

入試委員会は教授会に設置される機関であり（常置委員会規程第1条及び第3条(1)）、常置委員会規程のほか、入試委員会の運営に必要な事項は、教授会の議を経て学長が定めるものとされている（同規程第14条）が、入試委員長は学長によって指名され（同規程第8条第1項）、入試委員長は入試委員会の審議の経過及び結果を学長及び医学部長に報告することとなっている（同規程第13条）。また、入試委員会は医学部長が管掌することとなっており（同規程第4条第1項）、医学部長は必要に応じて入試委員長と協議し、入試委員会に必要な指導、助言を行うこととなっている（同規程第4条第2項）。

入試委員会は、入学試験の公正を確保するために独立性の要請が極めて高い委員会であり、学長及び医学部長等の入試委員会の外部の者による入試委員会に対する権限や関与が過度に強化されると入学試験の公正さに影響を及ぼし得るという側面も否定できない。しかしながら、入学試験を入試委員会に完全に委ねることが適切であるとはいはず、学長及び医学部長には入試委員会から報告を受け、必要に応じ、その公正さと適正さを確保するとの観点から、一定の監督・是正機能を果たすことが期待されていたというべきである。

しかるに、本件ヒアリングによれば、学長及び医学部長が、入学試験又は入試委員会に対し、十分な監督・是正機能を果たしていたとはいえない。

また、本件ヒアリングにおいては、理事長を含む理事らを中心に、本大学で性別や現浪区分による差別が行われることはあり得ないとの供述が多数あった。その中には、本大学は全国的に見ても女性比率が高く、また、浪人生も多い大学と言われているとの供述もあった。

確かに、前記第2の3(1)ウのとおり、本大学では入学者（推薦入学試験を経由した者を含む。）に占める女性の割合は、概ね全国平均をやや上回る水準であり、本大学の公表資料によれば、推薦入学試験の合格者の女性比率は平成27年度以降、50%を下回ったことがない⁴⁷。また、本大学においては、男女共同参画キャリア支援センターによる女性医師・研究者支援活動が行われる等ダイバーシティに関する積極的な取り組みも存在し、現に入学者には身体障害者や相当数の外国籍者等も含まれている。そのため、このような本大学の入学者の男女比率や取り組み等が、上記理事らにおいて本大学の入学試験は公正かつ適正に行われているはずであるとの誤解を生じさせた一因となっている可能性も否定できない。

加えて、本件ヒアリングによれば、調査対象年度における入試委員会では会議で議論された内容、結論等についての記録化がなされておらず、本大学の入試委員会における重要な議論や決定の過程が事後的に検証できないような体制となっていた。とりわけ、性別や現浪区分による調整点の付加にせよ、当委員会の認定とは異なるもののA元入試委員長ら4名が主張するような志願票・調査書の個別採点であるにせよ、その配点や採点基準について一切記録化もされていなかった。この点も入試委員会に対するチェック機能が十分に機能してこなかった一因といえる。

以上のように、本来であれば、理事長、学長、医学部長らが公正かつ適正な入学試験の実

⁴⁷ 本大学における推薦入学試験の合格者に占める女性の数は、平成27年度では15人中9人、平成28年度では16人中10人、平成29年度では22人中11人、平成30年度では35人中26人であった。

施について高い規範意識を持ち、それぞれの立場に応じて、入試委員会に対して適宜、適切に監督・是正機能を発揮しなければならないところ、本大学においては、これらの者による入試委員会への適切な関与はなかったのであり、これが本件差別的取扱いの一因になったと言わざるを得ない。

4 進級率・医師国家試験合格率の偏重

本大学では、平成 22 年度頃から留年者数が増加しており⁴⁸、入試委員会では、留年者を減少させ進級率を上昇させることが重要な課題となっていた。また、本件ヒアリングにおいて、多くの対象者が、異口同音に、本大学の医師国家試験の合格率を上げることが優秀な受験者の増加ひいては大学の維持・存続につながる旨を供述しており、入試委員会においても医師国家試験の合格率を上げることが 1 つの重要な課題になっていたことが推察される。そして、一部の本件ヒアリング対象者によれば、本大学の留年率の割合は、現役生よりも浪人生の方が高くなる傾向にあり、医師国家試験の合格率についても本大学入学時点における現役生より浪人生の方が低くなる傾向にあるとのことであり、また、前記第 2 の 3(2)のデータ分析にも同様の傾向が表れている。

このような状況下において、入試委員会は、現役生を中心とした若い学生の獲得が上記の重要な課題の達成のための施策になるとを考えていた。実際、平成 29 年 7 月 19 日に開催された拡大教授会⁴⁹の資料においては、「特筆すべきは、現役生・1 浪はストレート進級率、及びストレート国試合格率が高い値を示しているのに対し、2 浪以上からは極端に悪い結果となっております。以上の状況に鑑みて、入試委員会では現役生の確保について検討を重ねてきました。」との記載があり、入試委員会が医師国家試験の合格率を意識して現役生の獲得を目指しており、それが拡大教授会でも共有されていたことが表れている。また、本大学は、現役生の入学者を増加させるために、平成 30 年度入試から推薦入学試験の募集人数を拡大した。

このように進級率及び医師国家試験の合格率の向上という課題を設定すること自体は適切なものであるものの、その意識が本来とは異なる方向に働き、現浪区分を理由とする一律の差別的取扱いを助長し、かつその発覚を遅らせた要因となった可能性があるものと考えられる。

5 本大学から窺われる男性医師偏重の意識

⁴⁸ 本大学によれば、平成 20 年度には 22 人、平成 21 年度には 24 人であった留年生の数が、平成 22 年度には 34 人、平成 23 年度には 36 人、平成 24 年度には 44 人、平成 25 年度には 32 人となり、平成 26 年度には 55 名に至っている。

⁴⁹ 拡大教授会とは、特任教授、病院教授、診療教授等教授会に通常陪席しない教授に対しても参加を求め、本大学の方針や取組課題・問題点を共有し、理解を深めるために開催される会議体である。

本件ヒアリングでは、一部の本件ヒアリング対象者から、男性医師も女性医師もともに働く本大学運営及び医療界を目指すべきである旨の意見が述べられた一方で、少なくない数の本件ヒアリング対象者が①診療科ごとにおける男女比の偏り⁵⁰、②医療現場において、女性医師による出産・育児・家事等に伴う短時間勤務への変更や休職、離職等への対応が実際には困難であること等を理由として、医療界の現実的な運営を考えると一定数の男性医師確保が欠かせない旨の意見が述べられた。より具体的には、本件ヒアリングにおいては、子育てによる早退はやむを得ないが、その穴をどのように埋めて患者にどのように対応するのかという問題がある、病棟を維持するためには男性医師の方がやりやすいということが現実にはある、女性医師が増えると休職する医師が生じる可能性が高まり現場で他の医師に負担が増える、男性医師の方が激務に耐えることができる等の供述があった。

以上からすれば、「男性医師の確保は必要である」という意識が入試委員らの中にも存在し、それが入学試験の運営にも影響を及ぼし、本件差別的取扱いに結びついた可能性は否定できない。

また、本大学の卒業生が、本大学附属病院以外の病院等を含めて進路を決定するとはいえ、本大学の入学試験において男性を優遇することが、本大学附属病院において「男性医師」を確保することにつながり得ることが、性別を理由とする一律の差別的取扱いの一因になった側面もあると考えられる。

以上のとおり、入試委員を含む本大学の一部において、「女性医師よりも男性医師の確保が必要である」との意識が存在しており、このような意識が、本大学の入学試験において女性よりも男性を優遇し、男性の合格者を増加させようとした背景となった可能性がある。

⁵⁰ 別紙の厚生労働省公表資料「平成28年（2016）医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」によれば、全国的にみて、各種外科（形成外科、乳腺外科を除く。）、泌尿器科、循環器内科、救急科において男性比率が比較的高いと認められ、逆に、皮膚科、産婦人科、乳腺外科、眼科、麻酔科において女性比率が比較的高いと認められる。

第5 再発防止策の提言

当委員会は、本調査の結果に基づき、以下のとおり再発防止策を提言する。

なお、本大学は、監事監査を踏まえて、自発的に、平成31年度入試に際して、A元入試委員長・B、C元入試副委員長ら3名の入試委員長・副委員長の任を解き、新たに女性入試委員を選任した。併せて、本大学は、募集要項に記載されている項目以外の項目には配点しない方法で執り行う等の施策を導入したことである。これらはいずれも本調査結果に基づく再発防止策となり得るものであり、以下に述べる再発防止策は、これら既になされている取り組みと一部内容が重なる。

1 公正かつ適正な入学試験を行う意識の醸成

前記第4の1、同2及び同3のとおり、入試委員長及び副委員長において公正かつ適正な入学試験を行うという規範意識が欠如していたこと、他の入試委員についても入試委員会における牽制機能を十分に発揮しなかったこと、及び入試委員会への監督が十分なされていなかったことが本件差別的取扱いの大きな原因となっている。

そこでまず、本大学の執行部門のトップである理事長が率先して、本大学全体における公正かつ適正な入学試験を行う意識を醸成することが必要不可欠である。具体的には、理事長から、理事、教授、職員等を含む本大学の全役職員はもちろん、外部に対しても、本大学においては公正かつ適正な入学試験を行い、性別・現浪区分を理由とする一律の加点等の不適切な取扱いを一切行わない旨の方針を明示的に発信し、かつそれを継続していくことが必要であると考える。

また、入試委員会の委員や入学試験に関与する役職員に対して、公正かつ適正で客観性のある入学試験を行う意識を維持し高めるための研修・意見交換等の機会を提供することが求められる。

同時に前記第4の4のとおり、進級率及び医師国家試験合格率を向上させたいという意識が現浪区分を理由とする一律の差別的取扱いの一因になったことも認められる。留年率を低下させ進級率を上げ、また医師国家試験合格率の向上を目指すこと自体は決して否定されるべきものではないが、本件差別的取扱いのような誤った手段でこれらの目的が達成されるべきではないことについても、トップである理事長から定期的にメッセージを発し、本大学の役職員が手段を選ばずに課題解決を指向することがないような風土を醸成していくことも有効であると考えられる。

2 入試委員会内の相互牽制機能の強化

前記第4の2のとおり、本大学においては、入試委員会に期待されるべき牽制機能が十

分に発揮されず、本件差別的取扱いを誘引した。

こういった状況に鑑み、まず、入試委員会による牽制機能が正しく発揮され、入試委員長及び副委員長等特定の委員による専断的行為を防止するようにすることが重要である。そのためには、風通しが良く、活発なコミュニケーションが可能な入試委員会の組織体制を作り上げることが必要であると考える。具体的には、入試委員長及び副委員長の再任回数に上限を設ける等して在任期間が過度に長期化することを防ぐべきである。また、入試委員長及び副委員長らが入試委員に就任してからの経験が長かったことから意見を出しづらかったという入試委員らによる供述に鑑み、例えば、入試委員長及び副委員長以外の入試委員の中にも、入試委員長・副委員長に対しても忌憚のない意見を言うことができる年次・経歴等の者を一定数配置することにより、他の入試委員からも積極的に意見が出しやすい入試委員会とするような運用を行う等の施策を講ずることも一案である。

また、入試委員長が副委員長を選任するという制度により入試委員長と副委員長との馴れ合いが生じることを防止するため、副委員長の選任方法についても牽制が効果的に働く手法に切り替えることも有効と考えられる。

さらに、入試委員長・副委員長以外の入試委員についても公平な情報共有を行った上でより実質的かつ全般的に入学試験に関与する機会を増加させ、入学試験の運営や方針につき、一部の者のみによって決定・遂行されるような事態が生じないようにすることが重要であると考える。

これらに加え、入試委員として複数名の女性委員を選任し、本大学において窺われる男性医師偏重の意識について、それが意識的なものか無意識的なものかに限らず、入学試験に影響を及ぼすことのないよう女性委員の視点からチェックすることも必要である。構成員の多様性は当該組織の監督機能を高めることもあり、その意味においても一定数の女性委員の存在は重要であると考えられる。

そして、これらの運用が適切になされているか否かについて、入試委員会において定期的に確認し、実情に応じて見直す機会を設けることも必要であると考える。

また、本大学には、遅くとも平成19年8月から「公益通報の処理等に関する規程」によって「公益通報処理委員会」が設置されており、内部通報制度自体は存在していたにもかかわらず、本件に関しては当該制度が利用されなかった。そこで、このような内部通報制度を改めて周知し利用を促すことや通報対象事実の拡大、理事長や学長、学部長らから独立性を有する通報ルートや外部通報窓口の整備等、内部通報制度の実効性を高める工夫も有効と考えられる。

3 入学試験制度の透明性及び監督体制の強化

本大学の一般入学試験において、A元入試委員長ら4名による本件差別的取扱いが行われていたことを認定したが、このことは、本件ヒアリングによると、A元入試委員長ら4名

以外の入試委員は認識しておらず、また当然のことながら入学試験要項や本アドミッション・ポリシーにも記載されていなかった。

そこで、本大学の入学試験制度を公正かつ適正なものとするためのチェックが適切に働くことを担保するために、入学試験制度の透明性を高めることが必要と考えられる。具体的には、配点や採点基準が入試委員全員に知らされ議論の対象とされるべきことはもちろん、これらのうち少なくとも点数化される対象・範囲については入学試験要項に記載して公表し、受験者に対して適切に情報を開示することが重要であると考える。その上で、入試委員会は、配点や採点基準を含めた入学試験制度をありのまま詳細に教授会等に報告し、その内容が公正かつ適正なものであるかについて確認を経るべきである。

また、前記第4の3のとおり、公正かつ適正な入学試験を実施するとの観点からの入試委員会に対する本大学の監督機能も不十分であったことが本件差別的取扱いの一因となっている。特に、入試委員会での議論の内容の記録化がなされていなかったことが入試委員会に対する監督機能を低下させた一因といえる。

そのため、まずは、学長及び医学部長らによる入試委員会に対する監督機能を強化する必要がある。例えば、入試委員会の議事録や配点・採点基準等の入学試験に関する重要な情報については入試委員会の独立性やこれらの情報の守秘性等に配慮しながら記録化し、これらの入試委員会に関する資料を入試委員会から学長及び医学部長に対して定期的に提出し、報告することが必要と考えられる。また、このように入試委員会において記録化を行うことは、今回のように何か問題が生じた場合に事後的な検証が可能としておくためにも有用である。このような記録化を行うにあたっては、形式的に議事録を作成するだけでは不十分であり、実質的な議論や決定の過程が明らかとなるように配慮する必要がある。加えて、本大学の入学試験で用いられている入試管理システム又は入試作業室パソコンへのアクセスや操作のログを記録する仕組みを整備する等の施策も、事後的な検証方法として有効であると思料する。これらの記録の充実化等は、監事による実効的な監査にもつながるものである。

さらに、入学試験制度が正しく入学試験要項に反映されかつ実際に運営されているか否かや、入試委員会に対する監督体制が適切に機能しているかについて、本調査後少なくとも一定期間は、本大学内部に特別の機関を設ける、外部有識者等の協力を得る等の有効な手段を工夫しモニタリングを実施することが効果的であると考える。

なお、このような入試委員会に対する監督機能の強化施策を行うに当たっては、入試委員会に対する不当な圧力が許容されるものではないことを意識する必要があることを付言する。

4 女性医師の参画を推進する組織風土の醸成

前記第4の5のとおり、本大学においては、「女性医師よりも男性医師の確保が必要である」との意識が存在し、それが本件差別的取扱いの一因となっていると考えられる。本大学

においては、女性医師の出産、育児及び家事等に伴う休職や労働時間の短縮があることを理由とする男性医師を偏重する意識の存在が窺われる。

しかしながら、少子高齢化社会かつ男女共同参画社会においては、女性が出産後も働きやすく、復職しやすい職場環境を整えることは社会的要請であり、医療界もその例外ではない。また、出産は女性特有のライフイベントであるが、育児・家事等は男女を問わず共通の課題である。こういった様々なライフイベントを乗り越えて長く働ける組織・社会を作ることは、もはやいざれの業界においても共通の課題であり、女性医師が積極的に活躍できる環境を整備していく必要がある。

もとより、本大学は、平成27年4月に「男女共同参画キャリア支援センター」を設置し、その下に「女性医師・研究者支援部会」等の4つの部会を設立して、女性役職員等のキャリア形成支援、女性医師等の離職防止強化、出産・育児後の復職支援等の取り組みを進めてきた。本大学は、平成28年には神奈川労働局から、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主に認定され、また平成30年には、神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づき、子育て支援に取り組む事業者として、「かながわ子育て応援団」の認定を受けたほか、具体的な施策としても、附属病院における保育園の設置等、環境整備にも力を入れてきた。また、本大学における次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画には「男性の育児休業取得率7%以上を目標とし、育児参加促進を図る」等との目標が掲げられている。

このような本大学における男女共同参画への積極的な施策・啓発活動を、本大学の一部のみならず全体の取り組みとしてさらに徹底し、意識の改革を継続していくことが重要である。

第6 結語

本調査の結果、本大学における本件差別的取扱いの存在につき、A元入試委員長ら4名は一貫して否定したものの、当委員会は、A元入試委員長ら4名による本件差別的取扱いが認められるとの結論に至った。

本大学が、自発的に、これらのA元入試委員長らについて速やかに入試委員の任を解き、平成31年度入試に際しては募集要項に記載されている以外の項目に配点せずに執り行う方針をとったことについては一定の評価ができるが、本件の問題の本質は入学試験業務に対するガバナンス不全にあるものであり、入試委員長ら個人の問題とせず、本大学組織全体の問題としてとらえ、今後真摯に施策を講じていく必要がある。本大学としては、組織改革や人員の配置転換のみにとどまらず、男性や若年受験生を優遇するということが二度と生じないような抜本的な意識改革にも併せて取り組んでいくことが重要であると考えられる。

当委員会としては、本大学が既に取り組んでいる施策に加え、上記原因分析を直視し再発防止策を具体化していくことにより、公正な入学試験を行う体制をより強固なものにすることを期待したい。

以上

別紙

全国診療科別所属医師数^{51 52}

診療科名	医師数 (単位:人)	男女割合	
		男性	女性
総数 ⁵³	202,302	77.8%	22.2%
内科	21,981	80.3%	19.7%
呼吸器内科	5,407	78.5%	21.5%
循環器内科	10,489	87.8%	12.2%
消化器内科(胃腸内科)	10,847	83.6%	16.4%
腎臓内科	3,689	71.0%	29.0%
神経内科	4,446	77.2%	22.8%
糖尿病内科(代謝内科)	4,040	64.2%	35.8%
血液内科	2,631	77.4%	22.6%
皮膚科	3,691	45.7%	54.3%
アレルギー科	95	76.8%	23.2%
リウマチ科	1,419	75.9%	24.1%
感染症内科	473	83.1%	16.9%
小児科	10,355	64.4%	35.6%
精神科	11,747	77.3%	22.7%
心療内科	264	72.3%	27.7%
外科	11,293	93.2%	6.8%
呼吸器外科	1,867	92.5%	7.5%
心臓血管外科	3,046	93.8%	6.2%
乳腺外科	1,537	58.4%	41.6%
気管食道外科	83	97.6%	2.4%
消化器外科(胃腸外科)	5,117	93.6%	6.4%
泌尿器科	5,154	93.0%	7.0%
肛門外科	170	88.2%	11.8%
脳神経外科	6,232	94.0%	6.0%
整形外科	13,497	94.2%	5.8%
形成外科	2,079	68.8%	31.2%
美容外科	9	77.8%	22.2%
眼科	4,749	58.5%	41.5%
耳鼻いんこう科	3,839	74.5%	25.5%
小児外科	777	80.8%	19.2%
産婦人科	6,656	57.1%	42.9%
産科	394	59.1%	40.9%
婦人科	762	66.0%	34.0%
リハビリテーション科	2,326	77.7%	22.3%

⁵¹ 医療法に基づく基準に従い病院と診療所が区分されるところ、この区分のうち病院に従事する医師数の統計である。

⁵² 複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、1診療科のみに従事している場合の診療科である。

⁵³ 総数には、主たる診療科不詳、診療科不詳を含む。

診療科名	医師数 (単位:人)	男女割合	
		男性	女性
放射線科	6,137	75.7%	24.3%
麻酔科	8,604	60.4%	39.6%
病理診断科	1,863	72.8%	27.2%
臨床検査科	607	79.7%	20.3%
救急科	3,226	87.4%	12.6%
臨床研修医	16,697	67.6%	32.4%
全科	136	86.0%	14.0%
その他	3,059	77.8%	22.2%

(平成 29 年 12 月 14 日付厚生労働省公表資料「平成 28 年（2016）医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」に記載の数値を利用し、当委員会が表の形に整理した。)